

第2回古平町議会定例会 第1号

平成26年6月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第26号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第27号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第28号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第29号 古平町税条例等の一部を改正する条例案
- 8 議案第30号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第31号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例案
- 10 議案第32号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第33号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第34号 事務用パソコン備品の取得について
- 13 議案第35号 除雪用建設機械の取得について
- 14 議案第36号 余市町と古平町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について
- 15 議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 16 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 17 同意第1号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 18 推薦第1号 古平町農業委員会委員の推薦について
- 19 意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 20 陳情第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力の依頼
- 21 陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書についてご協力の依頼
- 22 陳情第5号 「情報・コミュニケーション法（仮称）」早期制定を国に対して求める意見書の提出を求める陳情
- 23 陳情第6号 「消費税10%」実施の中止を求める陳情書
- 24 陳情第7号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する陳情書

- 25 陳情第 8号 教育委員会制度改悪にかかわる陳情書
- 26 一般質問
- 27 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 28 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 29 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 30 委員会の閉会中の継続調査申出書
(行財政構造改革調査特別委員会)
- 31 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 意見案第4号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書
- 2 意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書
- 3 意見案第6号 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を国に対して求める意見書
- 4 意見案第7号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書
- 5 意見案第8号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書

○出席議員(10名)

議長10番	逢見輝続君	1番	鶴谷啓一君
2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	本間順司君
副町	長	田口博久君
教	育	長成田昭彦君
総務課	長	小玉正司君

會計管理	者	白	岩		豐	君
財政課	長	三	浦	史	洋	君
民生課	長	和	泉	康	子	君
保健福祉課	長	佐	藤	昌	紀	君
産業課	長	村	上		豐	君
建設水道課	長	本	間	好	晴	君
幼兒センター	所長	宮	田	誠	市	君
教育次	長	佐	々	容	子	君
總務係	長	高	野	龍	治	君
財政係	長	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事務局	長	藤	田	克	禎	君
議事係主任兼總務係主任		野	村	忠	弘	君

開会 午前 9時57分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成26年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、堀議員及び6番、高野議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る6月16日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る6月16日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月19日から20日までの2日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。6件ほど上がっております陳情でございますが、総務文教常任委員会に付託されておりました陳情第2号については、常任委員長より採択の報告があります。陳情第4号、第5号、第6号、第7号については、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。陳情第8号は、総務文教常任委員会に付託するものといたします。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式を試行で行います。質問回数は1件3回のみで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月19日から6月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月19日から明日6月20日までの2日間に決定いたしました。

お諮りします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成25年度4月分と平成26年度4月分、平成25年度5月分と平成26年度5月分の例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成26年第2回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきましてまことにありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、補正予算案が3件、条例案件が5件、財産の取得案件が2件、事務の委託が1件、規約の変更が1件、他に報告1件と人事案件2件の計15件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告を述べさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

本年4月1日からの消費増税を前に、しばらくの間は駆け込み需要による景気の上昇が続き、その後の反動現象が大変心配されておりましたが、現時点では大きな落ち込みもなく、一応落ちついているという経済界やマスコミの見方があります。しかし、地方にあってはアベノミクスによる恩恵も薄く、去る13日に北海道経済産業局が発表した6月の経済概況では、道内景気の総括判断を前月の緩やかに持ち直しているから緩やかな持ち直し基調が続く中、一部に弱い動きが見られると下

方修正しており、要因の一部に駆け込み反動も挙げております。特に本町にあっては、さきの水産加工業者の経営破綻が大きく響いて経済が低迷し、加えて日本海漁業も大変不振をきわめていることから、消費増税やこれから予想される電気料金の値上げなどを要因とする負の連鎖は、極力回避しなければならないのであります。

東日本大震災の被災地では早くも4度目の夏を迎えており、いまだに狭い仮設住宅での生活を余儀なくされている多くの被災者が一日も早く普通の生活に戻れるよう願うところではありますが、土地の権利調整など、さまざまな課題を抱えて思うように進んでいかないのが現状だと伺っており、早急な解決を望むものであります。

それでは、初めに総務企画関係から申し上げます。まず、防災無線（同報系）の整備事業につきましては、さきの3月定例会の町政執行方針の中で申し上げたとおりであります。その後の運営にかかわる時報や定時放送の内容につきましては、町広報の町の声で町民の方々からご意見をいただいたところ、それぞれのご意見が千差万別であったこともあり、当面は現状どおりの内容で進めてまいりたいと考えており、ご不満の方もあろうかと思いますが、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、パスポートの交付申請等の事務についてであります。昨年4月に小樽市が道から権限移譲を受けたことにより、余市町を除く北後志の住民は札幌市のパスポートセンターか倶知安町の後志総合振興局で交付申請等を行わなければならなくなり、申請件数は少ないものの古平町民にとっては大変不便になりました。このようなことから町は、昨年来道、余市町、仁木町との4者で協議を重ねてきておりましたが、かねてより道から要請されていた権限移譲を受けることとし、仁木町とともに余市町に事務委託をすることで協議が調ったところであります。したがって、余市町との事務委託の協議に当たっては、地方自治法に基づく議会の議決を要することとなり、今定例会に議案を提出しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

次に、水産加工業の支援策の一つとして、去る4月25日の議員全員協議会で説明申し上げましたふるさと納税（寄附金）にかかわるホームページの改修事業につきましては、5事業者から2品ずつ10品の贈呈品を決定したところであり、プロによる写真撮影も終了したことから、7月初旬には運用できる予定となっております。

次に、事務用パソコンの購入事業であります。現在使用しているパソコンの大部分がウィンドウズXPであり、以前にも申し上げましたようにウイルス感染による個人情報の流出も懸念されていることから、今回の入れかえに当たっては、さらなるセキュリティ強化のため、電算室に設置するポストサーバーで一元管理する方式を導入するものであります。また、費用が多額なことから、導入に当たっては備荒資金組合が一時的に業者から購入した後、改めて町が備荒資金組合から年賦払いで購入する契約となっており、今定例会に財産取得に係る議案を提出しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、平成24年度から地域コミュニティの活性化を目的に町内会の防災活動や地域清掃活動、研修視察事業などにも対象を拡大した町おこし振興事業補助金の平成25年度の実績についてであります。16町内会の19事業に対して合計47万9,977円の補助金を支出いたしてあり、前年同様多数偏

りは見られるものの多くの町内会で活用されていることから、今後におきましても地域コミュニティーの中核をなす町内会活動の活性化を側面から支援してまいりたいと考えております。

続きまして、税財政関係について申し上げます。去る5月31日をもって出納整備期間が終了しましたが、次の表のとおり平成25年度の各会計決算が確定いたしましたので、報告いたします。一般会計の歳入歳出差引額が1億2,500万円の黒字となった要因を最終予算（翌年度に繰り越した2,100万円を除く。）と比較した場合、歳入では2,100万円の増収となり、うち町税では1,200万円増、地方交付税が5,600万円増、また町債は3,100万円の減でありました。反面、歳出の予算不用額は1億400万円で、うち総務費900万円、民生費3,700万円、土木費1,300万円、教育費1,100万円、そして24年度からの繰り越し予算不用額1,300万円などとなっております。なお、介護保険サービス特別会計につきましては、前年度同様介護サービス収入の伸びと人件費を一般会計負担としていることによるもので、今年度予算からはこの見直しを行っております。

次に、平成26年度の賦課状況につきましてご報告を申し上げますが、個人住民税の納税通知書につきましては、特別徴収分を5月16日に、普通徴収分を6月6日にそれぞれ発表したところであり、その調定内容は次のとおりであります。

本年度の個人町民税は、対前年度比458万3,000円減で、率にして5.8%減少し、平成19年度との比較では税額が約3分の2程度の水準にまで落ち込んでおり、要因としては所得の減少と納税義務者数の減少であり、近年は特別徴収分の減少率が高くなっているのであります。また、固定資産税、都市計画税、軽自動車税につきましては次の表のとおりとなっております。固定資産税につきましては償却資産の伸びによって、対前年度比58万4,000円の増、率にして0.7%の増加となっております。都市計画税につきましては土地の調整措置の廃止により、対前年度比4万9,000円の増、率にして0.3%増加しております。さらには、軽自動車税につきましてもわずかながらではありますが、増加傾向が続いており、ともに5月7日に納税通知書を発布したところであります。

続きまして、民生関係について申し上げます。「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をサブタイトルにした社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、毎年7月の1カ月間を強調月間としてさまざまな運動が計画されておりますが、今年度も北後志5カ町村と余市地区保護司会などの更生保護に携わる関係団体で構成する北後志推進委員会において具体的スケジュールが決定され、来る7月7日に5カ町村訪問車両パレード、7月30日には北後志住民集会の開催が予定されております。また、本町のみミニ住民集会につきましては、7月23日を予定しており、例年どおり町内の小中学生から募集した標語作文の優秀作品を表彰することとしております。

次に、国民健康保険税の賦課限度額等の改正であります。今回の改正は中低所得者層の負担を考慮した地方税法施行令の改正に伴うもので、高所得者にさらなる負担を求めることで中間所得層に配慮した保険税設定が可能となったものであります。本町では、去る6月3日に古平町国民健康保険税審議会に諮問したところであり、その限度額を後期高齢者支援金分にあっては14万円から16万円に、介護納付金分にあっては12万円から14万円にそれぞれ引き上げ、2割、5割の軽減対象者

を拡大するもので、諮問どおり答申をいただいております。なお、詳細につきましては、改正条例上程の際にご説明申し上げますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、戸籍の電算化についてであります。道内における未着手の自治体は数市町村となっており、当町も去る4月14日に戸籍事務電算化の業務委託契約を締結し、作業に着手いたしております。進捗状況につきましてはスケジュールどおり順調に進んでおり、現在戸籍付票データ原本複写作業の（マイクロフィルム方式）撮影が完了いたしておりますが、3月の町政執行方針でも申し上げましたように、移行作業においては戸籍の専門知識が必要なことと膨大な事務量を要することから、法務省の許容を受けたシステムを有する事業者へ委託して行うこととしており、平成27年3月の稼働を目指しているところであります。

次に、平成26年4月からの消費税引き上げに伴う臨時給付金についてであります。これには2つの給付金があり、1つは所得の低い人ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえた中で低所得者対策としての臨時福祉給付金と、もう一つは臨時福祉給付金の対象外となった子育て世帯、中学生以下の子がいる世帯に対し、消費税引き上げの影響緩和と消費の下支えを図る観点からの子育て世帯臨時特例給付金というものであります。これが事務の進捗状況も各自治体によってばらつきがあると報道されている中、本町においては給付金を支給するための申請受け付けをチラシで各戸配布しておりますとおり、来る7月1日からの3カ月間としたところであります。対象者の大半が高齢者等であることから、各集会場での臨時窓口や職員の訪問等による対応、さらには休日及び夜間窓口の開設等により、申請する方の負担にならないよう準備を進めているところであり、第1回目の支給は7月31日を予定しております。

次に、北後志廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。平成25年度のごみ焼却施設の運転状況と北後志リサイクルセンターの受け入れ状況が報告され、ごみ焼却施設における6市町村の受け入れ総量4万2,636トンのうち、古平分は全体量の1.93%、約824トンの搬入で、対前年度比1.8%の減となっております。また、北後志リサイクルセンターの資源物の受け入れ量1,431トンのうち、古平分は121トンで、対前年度比7.4%の減となっておりますが、毎年申し上げておりますようにごみの量は直接広域連合の負担金に反映されることでもあり、今後も減量化に向けた取り組みを考えてまいりたいと思っております。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。去る4月1日にオープンした高齢者複合施設ほほえみくらすの高齢者住宅の入居者につきましては、3月20日に開催した入居調整委員会を経て同月24日に決定し、単身世帯が20世帯、夫婦世帯が3世帯を合わせ23世帯26名の方が4月1日から順次入居を開始、これまでと勝手の異なる住環境に戸惑いと混乱があったものの、5月に実施した施設利用説明会や映画上映会など少しずつ新しい環境になれ、最近は落ちつきを取り戻しているようであります。なお、積雪のために詳細確認ができなかった施設裏手の既存設備の破損に関し、雪解け後の点検結果を踏まえた修繕等につきまして、今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5月18、19日の2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した春の住民健康診査にかかわる結果につきましては、別表に取りまとめてありますように、受診者数は昨年同時期と比べて7

名少ない133名の方々が受診されておりますが、基本、特定健診の結果では、異常なしの比率が2.3%と相変わらず低い状態でありますことから、ぜひとも指導や精密検査を受けられるようお願いしたいと思っております。また、特定健診の結果につきましては、受診者87名のうち、男女合わせてメタボ該当者が13名、予備軍が14名の合計27名で、うち特定保健指導対象者は積極的支援が1名、動機づけ支援が3名となっており、それ以外の方は現在治療中などの理由で特定保健指導の対象外となっているものであります。この結果、古平町のメタボの状況としましては、該当者にあってはこれまで同様、男性が全国水準を下回ってはいるものの女性のほうは少し上回っており、予備軍にあっては男性、女性ともに全国水準を上回っている状況となっております。なお、事後指導につきましては、医師、保健師、栄養士による健診結果説明会をきのうとさきょうの2日間で実施しているところであります。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に農業関係であります。春先は晴れた日が多かった割には低温も続き、5月は一転して高温に恵まれて雨も少なく、作付も例年にない早さで終了しております。この結果、現在の作物の生育状況は全体として昨年より10日ほど早まっており、水稲の作付につきましては高温にも恵まれ、昨年より10日程度早い5月19日に田植えが始まって6月10日に終わったところであり、本町の特産品であるハウスイチゴの収穫につきましても特に天候の影響もなく、例年どおり順調に出荷されております。また、平成23年度から実施されている農家戸別所得補償制度の経営所得安定対策につきましては、今年度から単価を10アール当たり7,500円に半減し、平成29年度までの時限措置とされたところでありますが、引き続き継続事業として取り組んでまいる所存であります。

政府は、平成26年度を今後10年間で農業、農業所得の倍増を目指す農政改革の実行元年と位置づけ、4つの改革の柱となる農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設が進められており、さらには政府の規制改革会議が5月に提言した農業改革案の一つであります農業委員会の委員の公選制を廃止し、市町村長の選任に一本化した案に政府自民党も容認したとのことであり、来る7月6日に実施される農業委員会委員の選挙が最後となる可能性もあります。

また、TPP（環太平洋連携協定）交渉も米等の重要5品目の関税撤廃の例外化を勝ち取るのは厳しい状況にあり、7月に予定されている首席交渉官会合での大きな進展を望むところでありますが、交渉の詳しい情報も少なく、中身を伏せたままの交渉ではなく、情報開示が強く求められるものであります。

次に、林業関係であります。本町は森林の持つ他面的機能を十分に発揮させることを目的に山づくりを進めており、今年度も平成16年度から実施しておりますチョバタン林道地区の下刈り事業の計画を目下進めているところであります。また、工事関係では道発注の25年度繰り越し工事であります西の沢川予防治山工事が過去2度も不調でありましたが、3度目の入札が去る3月24日に執行され、株式会社福津組が3,866万4,000円で落札し、10月10日までの工期で施行中であり、今月15日現在の進捗率は20%となっております。さらに、国の工事では北海道森林監理局石狩森林管理署発注の丸山治山工事を3月20日の入札で石狩市浜益区の岸本産業株式会社が5,162万4,000円で落札

し、雪崩予防柵56基を9月30日までの工期で施工中で、今月10日現在の進捗率は50%強となっております、見通しとしては7月上旬までには完成予定と伺っております。また、町発注工事であります林業専用道鼻垂石線開設事業に関する測量設計業務委託の入札を去る4月30日に行い、株式会社共立測量設計が421万2,000円で落札し、工期を6月30日としながら本工事を7月中のできるだけ早い時期の発注を考えており、林道チョペタン線小規模林道整備事業（地域づくり推進事業）ののり面保全工事につきましても8月の入札執行予定としております。

次に、水産関係であります、去る4月1日に本稼働となった荷捌き施設に水揚げされた漁獲物をブランド商品として消費者に供給するべく、指定管理者である東しゃこたん漁業協同組合が一丸となって衛生管理に努めているところであります。ただ、一部漁業者からはいまだ理解されない面もあって大変残念に思っているところでありますが、より一層のご理解をいただきながら、今年度建設される製氷貯水施設とともに衛生管理型漁港の構築を目指してまいりたいと考えております。また、古平地区浅海漁業部会が主体となって実施しておりますウニ種苗放流事業につきましては、例年同様知内産エゾバフンウニ人工種苗20万粒を中間育成するため、去る5月9日に古平漁港内の静穏域に設置した育成かごに収容したところであり、今後種苗の状態や水温を監視しながら、7月上旬をめどに放流する予定と伺っております。

次に、東しゃこたん漁業協同組合古平地区の平成25年度の水揚げであります、数量では対前年度比197トン増の4,007トン、金額では約2,000万円減の12億3,600万円となり、要因としてはホッケやタラで水揚げ金額の大幅な減少が見られたものの、ニシンの豊漁によってほぼ前年度に近い水揚げ金額となりました。なお、ニシンにつきましては、小樽など後志管内総体での漁獲量が昨年の3分の1程度にとどまる不漁だったのですが、本町では約7,000万円増の1億2,700万円の水揚げとなったものであります。また、国直轄事業での古平漁港の整備であります、今年度は東しゃこたん漁協前から丸屋根の前までの間の道路改良と、それに伴うマイナス3.5メートル岸壁の改良工事で、明日入札が執行される予定となっております。

次に、商工労働関係であります、古平町商工会の通常総会が去る5月16日に開催され、今年度の事業計画等が審議されて原案どおり承認されたところであります。平成21年度から実施しているプレミアム商品券の販売につきましては、今年度はがんばろう！ふるびら特別対策事業の一環として事業を拡大し、発行枚数を3,000枚から5,000枚へ、さらには発行時期を5月と10月の2回とすることです承されました。また、昭和38年に古平町商工会が誕生してから節目の設立50周年を迎えられ、改めて心からお祝いを申し上げますとともに、地域経済の牽引役としてさらなるご尽力をご期待申し上げたところであり、今後におきましても行政として本町商工業の振興発展のため、全力で対処してまいる所存であります。なお、がんばろう！ふるびら特別対策事業の関係であります、地域人づくり事業を活用した離職者を主とした雇用対策の5月31日現在の状況につきましては、2社へ委託して18の方が雇用されており、また同日現在での水産加工関係離職者は129人となっております、そのうち54の方が再就職している状況であります。

次に、観光関係であります、日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の利用者は、昨年度やっと減少傾向に歯どめがかかって安堵したところであり、本町の数少ない観光施設の一つでもあることから、

しおかせ夏まつりの開催や健康教室の開催、他町村と連携したスタンプラリーの開催など、入浴客増加の取り組みを行っており、よりよいサービスを提供しながら集客を図ってまいりたいと考えております。また、家族旅行村につきましては、去る5月1日にオープンし、10月上旬ころまでの営業を予定しておりますが、近年の不安定な気候と冷夏が予想される中で利用客への影響が大いに心配されるところであります。さらに、パークゴルフ場につきましても残雪の影響でオープンがおくれ5月3日からとなり、これも利用者の落ち込みが大きいといった課題が残されているのであります。これら3施設の指定管理期間は今年度までとなっていることから、今週には改めて指定管理者の公募をしていかなければなりません。

一方、古平町観光協会では5月22日に通常総会を開催し、今年度の事業計画が承認されたところではありますが、がんばろう！ふるびら特別対策事業の関係ではクーポン割引助成事業、イベント出店助成事業、ご当地グルメ開発事業などを精力的に実施してまいる所存であります。また、今年度で5年目となる東しゃこたん漁協祭は去る6月15日に第1回目が開催されましたが、余り天候や気温が芳しくなく、入れ込み数も昨年の3分の2程度で終わっております。この後6月29日、7月27日、9月21日と3回開催されますが、イベントは何といても天候に左右されることが大きく、好天を期待しながらできるだけ多くの出店をいただき盛り上がり上げてほしいと思っております。また、このイベントも年々知名度が高まってきてはおりますが、先般もテレビ報道が入っていることから、さらにPRを重ねてよりよい特産品を提供するよう漁協と協議を進めてまいります。

また、広域連携の関係では、ことしの秋に放送されるNHK連続テレビ小説「マッサン」の応援推進協議会には既に参画しており、地域内への観光客の集客を目指すべく知恵を出してまいりたいと考えております。さらには、昨年設立された小樽クルーズ推進協議会の主催により、去る6月7日に小樽港クルーズ・ウェルカムフェスタが開催され、多くの乗船客や市内観光客で盛り上がりましたが、小樽港を起発着とする海外クルーズ船には、小樽市近郊の観光の活性化に大きな期待を寄せているところであり、当町としても地域資源を生かした体験型観光を創設するとともに、グローバルな人材を育成してまいりたいと考えているところであり、積極的な発想と参加を期待しているところでもあります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成26年度の公共工事の概要を申し上げますが、去る6月4日に小樽開発建設部小樽道路事務所長が来庁し、説明を受けた平成26年度の小樽開発建設部の事業の中で、本町住民の日常生活圏にかかわる主な事業の概要は次のとおりであります。①、国道5号の新忍路トンネル掘削工事は、平成29年2月までの工期で現在の進捗率は12%となっております。②、国道229号梅川登坂車線整備工事は、中央分離帯の設置を含めて平成26年度中に完成を予定しており、今年度工事は中村建設株式会社が受注して現在の進捗率は7%となっております。

次に、北海道が行っている工事ではありますが、去る5月27日、小樽建設管理部余市出張所長が来庁し、説明を受けた平成26年度の事業の概要は次のとおりであります。①、古平川流下阻害解消工事は、今年度予算規模3,000万円となっており、古平大橋から古平中学校体育館までの区間の堆積土砂1万立法メートルを掘削する予定で、8月下旬の発注予定となっております。②、丸山川砂防工

事は、今年度予算規模4,000万円となっており、昨年に継続して1号堰堤の左岸部を施工する予定で、7月末の発注であります。なお、上記以外の工事につきましては、以下のとおりでありますので、お目通しいただきたいと存じます。

次に、古平町が実施する工事ではありますが、主な工事等の契約状況及び今後の発注予定は以下の表のとおりでありますので、お目通し願いたいと存じます。

続きまして、去る5月8日に後志総合開発期成会の総会が開催され、平成27年度に向けたさまざまな提言、要望がまとまったことと受け、これが道内要望を同22日に小樽、後志、26日には札幌方面を終えて上京し、中央要望を29日に北海道新幹線や高速道路及び一般国道などの期成会、協議会による要望活動とあわせ、逢見議長ともどもそれぞれ要請活動を行ったところであり、例年どおり平成27年度後志地域開発予算市町村要望事業を添付しておりますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

今国会の会期末まで余すところ3日となりましたが、現在集团的自衛権行使を容認するための憲法解釈の変更をめぐる閣議決定問題が政府与党間で白熱している中、日中韓の関係を含め、ロシアと西欧あるいは中越問題など、世界の情勢は限りなく緊迫の度を増しており、特に近日イスラム過激派が再びイラクを舞台に勢力を伸ばし、中東情勢をめぐる状況は余談を許さない段階に至っております。我が国においては、依然石油燃料の高騰が続く中、中東情勢の緊迫はさらなる原油の高騰を招き、経済にはかり知れない打撃を与えることは必至であり、先行きが大変懸念されるところであります。

政府は、去る16日、安倍総理を議長とする産業競争力会議を開催し、アベノミクスの第3の矢となる新たな成長戦略の最終案をまとめたところでありますが、具体策が先送りされた項目もあって、効果のほどは全くの未知数であります。懸念を払拭するよう何とかよりよい方向に展開してくれればと祈るばかりであります。

年度が変わって、はや2カ月余りが経過しました。暗い滑り出しではありましたが、さまざまな関係方面からご支援をいただきながら元気を取り戻すよう努力を重ねておりますので、議員皆様方の特段のご理解とご協力をお願い申し上げ行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。平成26年第2回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、3月14日に古平中学校の卒業証書を授与された3年生の公立高校の合格発表が17日にあり、18名の進路先がそれぞれ次のとおり決定いたしました。

4月2日に小中の教頭を含め、9名の転入教職員の辞令交付式を終え、4月7日に小中の入学式が議員皆様初め、多数のご来賓のご出席をいただき挙行されました。

小学校16名、中学校19名の新入生を迎え、古平小学校96名8学級、古平中学校61名3学級の児童生徒で平成26年度の教育活動がスタートいたしました。

教職員については、古平小学校では長期欠勤職員1名、育児休業職員1名、中学校では育児休業職員1名がおり、それぞれ期限つき教職員を配置して対応しております。本年度より巡回指導教員の配置はなくなりましたが、小学校での指導工夫改善と通級指導は昨年度に引き続き加配措置いただき、また小中それぞれに1名ずつ定数外教職員を配置し、小学校15名、中学校11名の教職員等と学習面において理解が不十分な児童生徒の個別指導を目的に町独自で採用している特別支援員3名で学校、学級経営に当たってまいります。平成26年度各学年の児童生徒数、担任については次のとおりでございます。

平成23年度より道教委の指定を受け、地域全体で子供たちの学力向上を推進しようという観点から取り組んできた古平町小・中ジョイントプロジェクト事業が3月で予定された3年間の期間が経過したことから、指定終了後の進め方について教育行政関係者、教職員、保護者で構成する古平町小・中ジョイントプロジェクト事業連携協議会で協議し、今後とも古平町教育研究会の組織の再編を図り、小中学校の全教職員が連携しながら、小中における円滑な接続と児童生徒の学力向上や生活習慣の改善に向けて取り組みを進めていくことになりました。

3月26日に教育委員と校長教頭会の合同会議を開催し、平成26年度に向けての学校経営についての小中の教頭より説明いただき、活動状況や執行方針施策の達成状況、成果や課題と問題解決に向けて連携を密に行い、互いの情報共有を図りながら、今後の学校教育を推進していくことを確認しました。

本年度が8回目となる全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生を対象に去る4月22日に全国の小中学校で一斉に国語、算数、数学が行われ、本校では小学校17名、中学校25名全員が受験いたしました。全国の調査結果については、9月中旬ごろ文部科学省から公表される予定であり、それを受けて北海道教育委員会では14管内別に平均点の公表をする予定と伺っております。

5月24日に行われた小学校の運動会は、肌寒い天気と強風の中での開催となりましたが、「最後まであきらめず、必死に勝利をつかみとれ！！」をスローガンに掲げ全力で徒競走や遊戯に挑戦しておりました。6月1日に行われた中学校の体育大会は、「Bright」をスローガンに1学年から3学年までクラス対抗では、団結や絆が一層強まるものにしようという取り組みが進められました。また、午前に行われた個人種目では、多くの競技で歴代記録を塗りかえた成績がアナウンスされておりました。議員の皆様には、お忙しい中子供たちに激励をいただきありがとうございました。

5月29日に後志教育局事務教育指導監の訪問指導、6月16日には指導主事からそれぞれの授業の取り組みや学校経営についての意見交換があり、終了後の講評では小中ともに高い評価がされておりました。また、中学校では昨年度に引き続き本年度においても全教職員が全科目の公開授業を行うことになっております。

平成27年度から小学校で使用する教科書採択を行うに当たって、去る5月28日に開催された教育委員において、第4地区教科書採択教育委員会協議会（後志地区）への古平町教育委員会代表委員を選任し、6月5日に第1回目の協議会が開催され、今後担当教職員で構成される調査委員会の意見を聞きながらおおむね8月上旬をめどに採択してまいります。それに伴って6月13日から26日まで文化会館ロビーにて各発行者の教科書展示を行っておりますので、議員皆様にはぜひ閲覧いた

き、ご意見をいただければと思っております。

学校給食関係では、給食費の未納がないことから例年より早く5月30日に平成26年度の学校給食センター運営協議会を開催することができ、運営委員から消費税の増税に伴い給食費の値上げをしても大丈夫かという質問がありましたが、26年度は値段の張る加工品、既製品を控えて低価格で行うよう努力し、値上げせずに実施してまいります。平成25年度の給食日数は、小学校、中学校ともに199食の実施でありました。

次に、生涯学習スポーツについてであります。青少年教育並びに高齢者教育の一環として行っている少年少女わんぱく王国とたけなわ学級への登録者、わんぱく47名、たけなわ37名を迎えて、4月29日に合同の開講式を行い、今年度それぞれ10回程度の事業開催を予定しております。集中した学習環境の提供と学習支援を行うことにより、児童の学習習慣の定着や基礎学力の向上を目的に行っている放課後ふるびら塾は35名の登録があり、3名のボランティアの方が毎週木曜日午後から低学年と高学年に分けて指導をいただいております。

4月19日に古平野球スポーツ少年団の結団式が行われ、19名の選手が加入いたしました。全道大会出場を目指し、雪解けと同時に練習を重ねていきましたが、その予選となる後志大会は6月21日から23日までの3日間倶知安町で開催されます。なお、1回戦の対戦相手は共和町西陵小学校に決定いたしました。

5月28日に開催された平成26年度古平町体育連盟評議委員会において、現在海洋センターを拠点に活動している古平ラウンド・ワン愛好会から加盟申請があり承認され、体育連盟加盟団体は9団体となりました。加盟団体は、次のとおりでございます。

6月1日から海洋センタープールがオープンし、当日は寒かったせいもあり、例年より少ない38名の町民の方々が利用していました。なお、本年度のプールの営業は9月30日までを予定しております。毎年体育の日に行っている第39回古平ロードレース大会に向けて、第1回目の実行委員会が去る6月13日に開催され、大会役員や組織体制が決まり、今後は昨年度の反省等を踏まえ、会議を重ねながら大会の成功に向けて早い段階から準備作業を進めていかなければなりません。教育委員会の所管する全ての外郭団体が平成26年度の総会を終了し、それぞれの団体活動が展開されます。教育委員会といたしましても、昨年度以上に学校教育、生涯学習、文化、スポーツ活動の充実を図ってまいりますので、議員皆様方のお力添えを賜りたくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第26号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第26号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第26号 平成26年度古平町一般会計補正

予算（第3号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

まず、本件につきましては、件数的には歳出の部分12件、それに見合う歳入の部分4件の補正でございまして、

既定の予算に1,261万5,000円を追加しまして、総額を32億9,093万4,000円とするものでございまして、

2ページから5ページにかけては、歳入歳出予算補正の金額を載せてございまして、

また、6ページに地方債の補正について載せてございまして、

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。1款1項1目議会費、既定の予算に12万円を追加しまして、4,257万8,000円とするものでございまして、内容的には、旅費の追加でございまして、議員の委員会活動の漁業振興の視察の経費でございまして、職員の部分の旅費、議員さんの部分の費用弁償を増額するものでございまして、

続いて、2款1項5目財産管理費、これにつきましては財源更正でございまして、財源内訳のところの国、道支出金の部分と一般財源の部分を変更するものでございまして、内容としては、国の補助で社会資本整備総合交付金の内示がございました。当初予算との差額をこちらの財源更正をさせていただきます。

続いて、6目企画費、既定の予算に5万3,000円を追加して、6,633万6,000円とするものでございまして、15節、デジタルテレビの中継局の伝送線移設の工事請負費です。これまででもいろいろ補正で乗せてきましたが、北電の電柱にデジタルテレビの伝送線を乗せてございまして、北電の電柱が1カ所移設するということで、同じような場所なのですけれども、取り払って新しいのを建てるとということで、それに乗っかっている伝送線を動かすという経費でございまして、場所は、浜町の浜通りにあります送信塔のそばというか、福津組さんの倉庫あたりの海側に1本立てる電柱の移しかえでございまして、その経費で町が持たなければならない分5万3,000円を追加させていただきます。

続いて、3款1項5目老人福祉費、既定の予算に100万3,000円を追加しまして、1,672万6,000円とするものでございまして、町長の行政報告にもありましたように、修繕料のほう94万円追加するものです。中身としましては、オイルタンクが何台かございまして、そのうち消防からの指導もございまして、使っていないオイルタンクの部分を処理するというもので、タンクの中の中和洗浄をする、そして廃油の処理をする、そしてタンクから出ている配管の切り離しをするという部分がタンク3基、3つの部分で配管の切り離しとかをします。そして、もう一つ使わなければならないタンクが発電機の部分でタンク1つ使いますので、そちらはまずタンクの中の中和洗浄をして、そこから出る配管を新しく更新するというものでございまして、合わせまして94万円、新しく設けるものでございまして、そして、委託料につきましては、ほほえみくらすの予備発電機の保安管理が電気保安協会のほうからご指導ありまして、法律上管理が必要だということがわかりましたので、その年間所要額3万8,000円を追加したものでございまして、備品購入につきましては、ほほえみくらすのプロパン庫に今消火器を2機設置してございまして、これを新しいものに取りかえるという2機分の2万5,000円の追加でございまして、

8目介護保険費、既定の予算に322万9,000円を追加して、1,479万4,000円とするものでございまして、

す。介護保険サービスの特別会計への繰出金322万9,000円でございます。介護保険で見ている人件費は2名分でございます。そのうち1名について人事異動が4月ございましたので、当初見ていたのが28歳の職員と今現在人事異動の45歳の職員ですので、給与費の部分の増額でございます。

ページめくっていただきまして、11ページ、12ページです。10目介護予防生活支援対策費、こちらにつきましては財源更正でございます。先ほども言いました社会資本整備の交付金の内示がありました、その部分での財源を更正してございます。

続いて、7款1項5目家族旅行村運営費、既定の予算に93万4,000円を追加して、468万9,000円とするものです。工事請負費、炊事場の屋根の改修工事でございます。こちらにつきましても当初予算にのせてございまして、入札もしてございしますが、不調であったと。再度現場を見まして、もうちょっと手直しというか、改修工事する範囲が広まっています。改修工事の範囲が腐食している部分が発見されましたので、増額して再度発注したいと思っております。

続いて、6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に673万円を追加して、2,659万2,000円とするものです。負担金、観光協会への助成金60万円、こちらにつきましてもイベントの出店の支援ということで、1回につき10万円、2社で3回ということで合計60万円を予定して計上してございます。水産加工機器購入事業補助金613万円、こちらは漁協生産部のほうでピロー包装機というそうなのですが、商品を包む表紙という包装機を金額的には1,226万円、この半分の2分の1の金額613万円を補助するものでございます。これにつきましては、道のほうの地域づくり総合交付金をそのまま613万円申請する予定でございます。

続いて、8款1項1目土木総務費については、先ほどと同じような財源更正でございます。2項2目道路除雪費につきましても財源更正でございます。

13ページ、14ページです。9款1項1目消防費、既定の予算に42万2,000円を追加して、1億6,776万4,000円とするものです。

消防の負担金でございますが、16、17ページをお開きください。1日常備消防費では委託料で、まず大型自動車の免許の取得の委託料でございますが、当初予算は消費税分を忘れて計上漏れしていたということで、大変申しわけないのですけれども、消費税分に見合う、消費税分が2万4,000円でございますので、その部分を追加させていただきたいというものでございます。備品購入費は、消防支署にあります指令台の上に置いておりますパソコン1台故障したということで、これを更新する費用11万円です。

次に、2目ですが、需用費、備品購入費8万2,000円、17万7,000円ですが、新しい団員さんが5名入られたということで、4月1日には2名、5月1日には3人ということで、合わせて5人分の活動服の費用、また制服、制帽の費用について計上させていただいています。

続いて、4目ですが、無線基地局の定期点検手数料ということで、ことしの10月に予定しております定期点検の費用2万9,000円でございます。

13ページ、14ページにお戻りください。消防費の最後2目の災害対策費でございますが、既定の予算に12万4,000円を追加して、1,099万9,000円とするものです。普通旅費12万4,000円でございますが、内容としましては全国の原子力防災訓練というものが来年北海道でございます。これにつき

まして、町の職員1名をことしも全国の防災訓練が石川県のほうであるそうですので、1名派遣するということで3泊4日分の旅費でございます。それで、UPZ圏内の9町村と一緒に行くということで聞いてございます。

それでは、歳入の部分7ページ、8ページをお開きください。13款2項4目土木費補助金、既定の予算に236万5,000円を追加して、6,428万8,000円とするものでございます。先ほど来申し上げております社会資本整備総合交付金が内示されました。当初予算と比較しまして、236万5,000円を増額するものでございます。

続いて、14款2項8目、こちらは新しい目を設置させてもらっております。商工費補助金613万円でございます。中身につきましては、先ほど言いましたピロー包装機の部分の道からの補助金の部分613万円を計上しております。

続いて、19款4項2目雑入72万円でございますが、その他収入のほうで収支のバランスをとるための措置をさせていただいております。最後に20款1項5目土木債、既定の予算に340万円を追加して、5,350万円とするものでございます。雪寒機械更新事業債でございますが、ロータリー除雪車の購入事業でございます。先ほど来言っています社会資本整備の交付金の部分が内示されまして、当初予算で予定していた部分よりもぐっと下がってございます。その部分について起債で過疎債で増額するというものでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたが、ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、何か質疑ございましたらお受けいたします。

○8番（真貝政昭君） 12ページの商工費の工事請負費で炊事場と屋根改修工事請負費が増額されて、説明によると当初予定していた工事以外の追加の分だという説明でした。それで、これを追加して270万ということなのですからけれども、これは消費税込みです。差し引きで数字が出るのですけれども、入札が不調に終わったということなので、これは消費税前の札を入れた金額だと思いののですけれども、当初予算では消費税を除いた額というのは幾らだったのですか。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○産業課長（村上 豊君） 予定価格でございますけれども、再度今改めて入札する予定でございます。

ますので、ちょっと公表は差し控えさせていただきます。

(何事か言う者あり)

○産業課長(村上 豊君) 約160万でございます。

○8番(真貝政昭君) 予算だから、実際の予定価格はもっと下がっているはずなのだけれども、それで3社が指名されて札を入れているのだけれども、一番低いのが220万で、当初の予定が札を入れた額の約3分の2ですか。この開きのだけれども、見積もりの町側の設定の甘さなのか、それとも業者側の過剰な札入れた数字なのかという2つの見方があると思うのですけれども、どちらになるのですか。

○産業課長(村上 豊君) そう言われてもちょっと。設計は、それなりに見積もった形で現場見て設計したし、あとは業者さんのあれだと思うのですけれども、そういうことでちょっとそれしかお答えできない感じ。

○8番(真貝政昭君) 今までの事例からすれば、こういう辞退した場合においても一番低い札を入れた業者と話し合いで落札してもらおうと、請け負ってもらおうという手法がとられるのですけれども、こういうふうにして3社とも辞退をして不調で終わってしまうというふうになると、町側としては過去の例ですけれども、業者を総入れかえすると、そういう方法をとっていましたよね。今回の場合はどのようにするのですか。

○産業課長(村上 豊君) 本来今のこの状況での入札の不調であれば、この3社というのは入札には指名されないことになりますけれども、完全に今の改修範囲も変わっておりますので、まるっきり設計変更というふうな形なものですから、それはこの3社なりは入札には指名を考えております。

○議長(逢見輝統君) 納得しましたか。しなければ、3回だけでも、初めのほうの質問と答弁がかみ合わなかったので、もしあったら1回許しますけれども。いいですか。

それでは、ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案27号

○議長(逢見輝統君) 日程第5、議案第27号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(本間好晴君) 18ページ、議案第27号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、説明を申し上げます。

今次の補正予算の額につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ714万2,000円を追加いたしまして、その総額を1億7,814万2,000円とするものでございます。

では、歳出予算から説明を申し上げます。25ページ、26ページをごらんください。2款2項1目施設整備費の15節工事請負費に浄水場屋根改修工事請負費714万2,000円を追加するものでございます。この屋根は、沈殿池等の屋根でございまして、切り妻型で厚さ1.6ミリの波形鉄板で覆われてございます。昭和51年建設で、築38年を経過いたしまして老朽化しており、特に左右の屋根が接する棟部分が平成21年、それから25年、最近では26年3月末に3回強風で剥がれるという被害がございました。原因は、棟登頂部の覆う鉄板を固定するボルト、これが効かない状態になっている、下の鉄板に直接のボルトどめをしておりますが、これが弱くなって抜けやすくなっている、そういった状況から何度上からビスどめしても、やはり強い風が吹くとそれが抜けてしまうと、そういった症状になってきております。このことから、現在は仮どめをしておりますが、すき間風が入ったり、そういうことで雨も横殴りの雨が降ると天井から漏ると、そういった症状にもなってきておりますので、抜本的な改修が必要ということで、今回この補正予算で直す内容でございまして、現在の屋根に木板で全て敷き詰めまして、その上に通常の厚さ0.3ミリ程度の普通の平たい鉄板で覆い、屋根の上に屋根をかけると、そういった修繕をいたしまして、施設を長期的に使っていききたいということで、金額的には700万という金額になりますが、そういった修繕を行いたいと。それと、側面に2カ所換気扇を取りつけまして、内部の湿気を外に逃がす、そういった電気工事も含まれてございます。

それから、この予算につきまして歳入予算でございまして、23ページ、24ページでございまして、この歳入財源として、当面財政調整基金の繰入金と同額歳入に計上いたしまして、歳入歳出の調整を図ったところでございます。

以上、補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番(真貝政昭君) 今回のこの700万余りの予算で、今後の耐久性といいますか、間に合うのでしょうか。もう少しお金を入れて、きちんと補修する必要があるのかなと。築38年ですか、ともなれば、そろそろ寿命ということも考えられるのですけれども、そういう計画も迫っているのでしょうか。

○建設水道課長(本間好晴君) この浄水場建物総体としましては、鉄筋コンクリートづくりでございまして、30年、40年で寿命が終わると、そういったものではございません。ただ、今の水をつくる工場部分、沈殿池の部分ですけれども、ここが側は鉄筋コンクリートなのですが、それに鉄骨で組んだ柱がありまして、それに厚手の鉄板屋根と、そういった構造になっております。ですか

ら、その鉄板部分はやはり腐食等が来ているということで、その部分を直す必要があると。だから、本体そのものは建てかえとかって、そういった時期ではないと。ですから、あと例えば鉄筋コンクリートなら50年とかという一つのスパンでしょうから、今38年経過しておりますので、あと10年程度は今のままで使っていけるのではないかとということで、今回の部分的な補修という考えで対応したいということでございます。

○8番（真貝政昭君） それと、歳入のほうの24ページなのですが、基金から繰り入れてということなのですが、繰り入れた後の基金残高は幾らになりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成25年度の決算終わりました、簡易水道の財政調整基金の基金残高は1億4,091万6,000円という金額になるというふうに押さえてございます。約1億4,000万ございます。そのうち今年度700万追加いたしましたので、総額で約1,550万減少する、そういった見込みで残高がなるのかなど。それでご理解いただければと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第28号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第28号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第28号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ322万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,992万9,000円とするものであります。

詳細について歳出から説明いたします。34、35ページをお開き願います。1款2項1目居宅介護支援事業費、2節給料、それから3節職員手当等、4節共済費についてそれぞれ2万5,000円、それから手当については2万1,000円の減、それから共済費については2万8,000円の増としておりますが、これは担当している職員の定期昇給に伴うものでございます。

それから、3項1目介護予防支援事業費につきまして、2節給料について176万8,000円の増、3節職員手当等については80万円の増、それから4節共済費につきましては62万9,000円の増となっております。これは、4月1日の人事異動に伴いまして、3月31日まで介護予防プランを担当しておりました職員が2級の給料でありました。それから、4月1日の人事異動でそれ以降係長がこの介護予防プランに携わることになりまして、係長が4級でございますので、その差額を補正するものであります。

歳入につきまして説明いたします。32ページ、33ページをお開きください。その歳出予算について、一般会計より繰り入れて歳入歳出調整するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第29号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第29号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第29号 古平町税条例等の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

通常税条例の一部改正とするのですが、ここで等という文字が入っております。ちょっとそれを説明させていただきます。ページめくっていただきまして41ページです。41ページ頭の部分で、第1条でまず町税条例の本体の一部改正を第1条で規定してございます。今回提案するに当たりまして、去年議決していただきました税条例の一部改正の部分も手直ししなければならないということで、その部分については第2条ですので、次のページの44ページ、下のほうの部分で第2条、古平町税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで規定させてもらっております。

それでは、内容につきましてわかりやすく説明するために、本日お配りしました説明資料、議案

第29号、30号説明資料をお手元にお出してください。横長に見るものでございます。議案ではなくて説明資料をお願いします。まず1ページ、2ページ1枚につきましては、これから説明する部分でございます。3ページ以降につきましては、条文の新旧対照表をつけてございます。そして、一番最後のページには、次に上程される部分の議案第31号の説明資料を載せてございます。

それでは、町税条例について1ページ説明いたします。町税条例等の一部改正の要旨説明ということで、改正の要旨としましては、26年度の税制改正を踏まえて、地方税法等の一部を改正する法律が3月20日に成立しまして、31日に交付されてございます。これに伴いまして、本町の町税条例と都市計画条例に所要の改正を加えるものでございます。

改正の主要点としまして、3点挙げてございます。そのうち大きな点は1点目と2点目でございます。(1)、法人町民税、法人税割の税制改正でございます。ぼちの1つとして、地域間の税源の偏在性を是正して、財政力格差の縮小を図るために消費税8%段階において、法人住民税の法人税割の税率を引き下げると。そして、ぼちの2つ目、法人住民税の税率引き下げ相当分について、国の税、地方法人税が創設されてございます。それを創設して、国のほうで地方交付税の原資とすると。そのまま交付税の特別会計に直接繰り入れるということで決まっております。実際どのようなパーセンテージになるかといいますと、現行の市町村民税、法人税割の制限税率のほうを古平町は使っております。四角で囲んでおります14.7%です。これを引き下げて改正の制限税率12.1%とするものでございます。引き下げの割合といいますか、引き下げのパーセンテージを2.6%分引き下げられるということでございます。ちなみに、先ほど交付税特会のほうに行くという部分では、道府県民税の部分でも1.8%引き下げまして、合計4.4%分が地方法人税として交付税として集められるというものでございます。その分を交付税特会に入れて、先ほど言いました財政力格差の縮小等を図るために交付されるということになってございます。これにつきましては、施行は26年、ことしの10月1日施行ということでございます。実際に法人の方が適用される部分につきましては、ぼちの3つ目、平成26年10月1日以後に開始される事業年度から適用ということになってございます。

(2)、軽自動車税の税率改正でございます。新聞等々で昨年から話題になってございました地方税法が改正になりまして導入されてございます。ぼちの1つ目、原付及び2輪車の標準税率を約1.5倍、最低2,000円に引き上げると。平成27年度分からということ。ぼちの2つ目、軽4輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車については1.5倍、その他については約1.25倍に引き上げると。ただし、軽4輪車等については、27年4月1日以後に最初に新規検査を受けるものから新税率を適用するというので、27年の4月以後の新車について新しい税率ということでございます。また、ぼちの3つ目として、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽4輪車等については、標準税率のおおむね20%を重課するというので、標準税率の1.2倍ということになってございます。こちらにつきましては、平成28年度分からということ。す。

ただいま申し上げたのが国のほうの地方税法の内容でございます。本町につきましては、米印にありますように標準税率の1.2倍で設定してございます。町のこれからの取り扱いとしましては、①、改正の部分については税法で改正されたような標準税率を使いましょうということ。そして、

今までの分につきましては、当然今まで標準の1.2倍でしたので、それを使うということで考えてございます。これにつきましては、次のページで具体的に載せております。済みません、1ページの(3)、固定資産税の負担軽減措置ということで、資産税の特例都市にわがまち特例を導入するというものがございまして。本町もこれまで下水道の除外設備とか、そういうもので設定させてもらっておりますが、税法による参酌基準の割合をそのまま採用させていただいて、税法のとおり載せていこうと考えてございます。町の該当にならない部分がほとんどなのですけれども、税条例のテクニック上、全部入れておかないと今後の改正非常に難しくなりますので、文言だけ設定させていただきたいと考えてございます。

軽自動車については、次の2ページが実際何年度に幾らぐらいなのだというのをわかりやすくつくってみました。2ページごらんください。種類別に区分として分けてございます。2輪車の部分、3輪車、4輪以上ということで随時、最後のほう小型特殊自動車とか載せてございます。この表の見方、真ん中、区分の右側に現行ということで標準税率の1.2倍、古平町の部分はこの金額ですと。1行目は原付の50以下のバイクは1,200円で今いただいております。これが課税年度26年度までですとということで書いてございます。改正後につきましては、標準税率を使います。H27課税の部分は、まず先ほど申しましたように最低2,000円ということで、原付50から2,000円、2,000円と続いていきます。標準税率の部分を書かせてございます。注意していただきたい部分は、実際車検の必要な車の部分、3人以上で車検が必要な部分がございます。その部分については、2段書きにさせていただきます。区分でいうと3輪、そして4輪以上の部分で2段書きにさせていただきます。例えば一番多いやつで言いますと、区分、4輪以上、乗用、自家用、現行は8,600円です。これは、平成27年3月31日以前の車はこのままずっと行きます。27年度課税以降もこのままずっと行くと。そして、その下の行、来年の4月1日以後に新規登録された車については1万800円になるという、そういうように見ていただければよろしいかと思っております。そして、ここには書いておりませんが、賦課基準日は毎年4月1日です。ですので、27年4月1日に登録していたら賦課基準日ですので、27年度の税金は1万800円と。ただし27年4月2日以降に新規登録の場合は、もう基準日過ぎていきますので、その翌年からの課税というように、そういうような見方ができます。

そして、あと重課税の部分が右側の表に書いてございます。重課税は、28年4月1日施行ということで、3輪以上の軽自動車について規定してございます。見方としては、区分、左の3輪から4輪以上の部分に見合うように行を見ていただければいいと思っております。4輪以上の乗用自家用だと1万2,900円と標準税率の約1.2倍、そのような数字で載せてございます。

以上、雑駁でございましたが、提案理由のご説明でございました。よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 簡単なことなのですけれども、これは平成27年の4月以降の車でも新車等とは関係なくて、例えばこの以降に中古の車でも登録すれば、この1万800円になるということですか。

○財政課長（三浦史洋君） 新規登録です、新車です。中古車を買ったのだったらなりません。正確に言いますと、新車を平成27年4月1日以後ということでございます。新車と書けばわかりやす

いのですけれども、説明の2ページの枠外の一番下に平成27年4月1日以後の車というのはどんなものか、以後に初めて車両番号の指定を受けた自動車、新車ですよと判断してください。

(何事か言う者あり)

○8番(真貝政昭君) 2点あるのですけれども、1つは市町村民税、法人税割、都道府県民税、法人税割で税率を下げて、これを国に一括して、そして交付税を財源にするという説明でしたよね。それで、当初の予算書を見ますと、法人町民税が平成26年度で合計で約900万円くらいになるのですけれども、これが正常に動く来年度、これがどのようになるのかということです。そこら辺の説明をお願いしたい。

それから、もう一つは、軽自動車税が税率アップになります。細かい台数については予算書に説明されていてわかるのですけれども、国の方針としては来年取得税の交付金がゼロになるということです。そのかわりに、もともとはゼロになった分の埋め合わせで、この軽自動車税のアップされたもので補填するという考え方なのですけれども、26年度の当初予算を見ますと、取得税の古平町への交付金が約600万円、これが来年にはゼロになるということですよね。町とすれば財政的なダメージが控えているということです。そうしたら、軽自動車税の税率アップでどれくらいこれを補える形になるのか、ほとんど期待できないというふうな見方もありますけれども、そこら辺を説明してください。

○財政課長(三浦史洋君) 1点目の法人町民税の部分でございしますが、委員さんのご質問で私の説明うまくいっていなかったと思いますので、まずはこの説明資料に載っている引き下げ部分を国のほうにやるというものではございません。国では、地方法人税法成立してございます。そちらで税務署がいただくというものでございます。なので、町は税率下げて12.1%部分を掛けるというものでございます。くどいようのですけれども、この表に書いてある引き下げ分、町と道を合わせて4.4%部分は国が、税務署が地方法人税という、地方とつきますから紛らわしいですけれども、国の税金として集めると。全部言えばややこしくなりますので、そういうことです。

あと軽自動車税に関しては、自動車取得税の分、ことしもう下がっていますよね、たしかパーセンテージが5から3%だとか下がってございます。いずれなくなるであろうということなのですが、町の考え方というか、税法での考え方では軽自動車税が余りにも自動車税と隔離していると。ざっくり言いますと、自家用乗用の部分だと標準税率7,200円の自動車税とかなりますと、自動車税のほうは四、五倍に、五、六倍になっているということで、その部分の軽自動車は昔よりも性能も上がってきたということで縮めるというような、そういうような書き方がありまして、自分どももそのように理解してございます。そして、最後の町の前算に自動車取得税の交付金の部分でございますが、それも順次取得税が縮まっていけば当然縮まっていくものと考えてございます。具体的な計算はしてございません。

○8番(真貝政昭君) 1点目の当初で見ている法人町民税は、税率が下げられるので、これがなくなるということではなくて、収入が当初よりは少なくなるというふうに理解すればよろしいということですか。

それと、軽自動車税については、先ほど言いましたように国の狙いというのは、取得税による交

付金というのはゼロになるという前提で、その理め合わせに軽自動車税を上げると。だから、ほとんど倍にする予定でしたよね。それがいろいろと力関係もあって、今の状態にとりあえずは落ちついたという、そういう理解をしているのですけれども、全く違うということなのでしょうか。軽自動車税の当町の収入、予算で見ていたものに比べて税率アップ後の予想される収入増というのは、幾らになるのかという具体的な数字がはじき出されると思うのですが、それを説明してください。

○財政課長（三浦史洋君） 軽自動車税の部分で、国とのやりとりで今真貝さんおっしゃったのはそのとおりです。そして、今軽自動車税の幾らの収入という部分、自分も計算してみました。ただ、計算して比べてみたのですけれども、来年4月からの新車について、新車何台かになるかは全然見当つきません。ただ、税率だけを入れかえた部分については計算しています。ただ、これは役に立たないと、実際の収入にならないので。それでもよかったらお答えしますけれども。現状古平の税率1.2倍で26年度の当初予算にのっている数字は599万3,900円、約600万円です。そして、来年改定したと、全部新車だということで仮定させてください。全部新車にかわったということで仮定しますと、同じ今の台数に新税率を掛け算しますと725万8,500円、約730万円です。でも、全部新車になる、これを予想して7年に1遍、10年に1遍買いかえ、これちょっと考えてはみたのですけれども、していないので、お示しはできません。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 済みません、答弁漏れをしていたようです。

法人町民税の部分、法人税割ですけれども、予算では14.7%の課税標準額が691万8,000円、これに14.7%掛けました。だから、今下げる部分2.6%部分なので、引き下げ分が18万円となります。

○議長（逢見輝続君） 暫時休憩して午後からやりましょう。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時56分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の議案第29号 古平町税条例等の一部を改正する条例案で真貝議員への答弁より開始したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○財政課長（三浦史洋君） ご答弁いたします。

軽自動車税の部分で、ことしの税総額と来年以降の総額の比較です。先ほど現行では、私約600万円と言いました。予算書の台数ではなく、当初賦課した納税切符を送りましたその総額でございます。26年度の当初賦課額が約600万円ちょうどでございます。

次に、私来年4月1日全部新車にかわったという部分で約730万円と申しましたが、いつ新車にかわるかも了解できませんので、そのまま新車とかわってもわずかな金額、これは説明資料の2ページにお示ししていますように現行の税額と改正後の税額を比べてもらったらよろしいと思っておりますが、わずかな金額と思っておりますので、ご承知おき願います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 軽自動車税についてのみ反対する理由を述べさせていただきます。

質問時に申し上げましたように、来年度取得税の収入がゼロになる、古平町の一般会計に打撃を与えるようなこういうことをすると。そして、実際に税率アップは、もともとの狙いは約倍にするという方針でしたから。軽自動車を使って今町内を駆けめぐっているのは、農業だとか商店とか、大変な中で軽自動車で駆使されて商売をしていると。あとは、バスの不便さ、交通の不便さを軽自動車で補っているという、全く庶民のための足として活動している軽自動車に税源を求めるというのは、まさに庶民いじめだと言わざるを得ない。所得からいえば、年収1億を超える方々の税率がぐんと落ちるような今の国のやり方、それからトヨタで有名になりましたけれども、法人税が幾らもうかってもいろんな優遇税制で法人税を5年間も払っていないようなこういう税制の穴を改善しないで、庶民に矛先を向けるというのは全く間違いであるということ述べまして、反対の討論といたします。

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第30号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第30号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第30号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明をいたします。

これにつきましては、先ほどの町税条例と同じように地方税法等の改正がございまして、それに基づきまして町の都市計画税条例で税法のほうの引用をしています条項のずれが生じてございます。新たにそのずれの修正でございまして。

新旧対照表につきましては、先ほどの横長の説明資料の後ろから2枚目、25ページに載せてございます。25ページに都市計画税条例の新旧対照表を載せてございます。法律の引用する条項が税法

の改正によってずれたということ、それによりまして町のほうの条例も直すものでございます。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定願いたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第31号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第31号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例案について提案理由のご説明をいたします。

これにつきましては、先日の議会の全員協議会でもご説明している部分で変わりはございません。説明資料をごらんください。横長に見る部分の最終ページ、26ページです。協議会でもご説明したものと同じでございます。改めてご説明させていただきます。まず、課税免除の概要ということで作成してございます。3段目の税目につきましては、町は古平の場合は都市計画税もございまして、固定資産税及び都市計画税について考えてございます。対象者としては、青色申告書を提出する法人または個人ということでございます。業種につきましては、貸すほうに見合う業種をそのまま載せてございます。範囲は大変広くございまして、製造業、そして2点目は情報通信技術利用事業、コールセンターなどということでございます。3点目、旅館業、旅館業のうち下宿や店舗型風俗特殊営業を除くということでございます。この方々のまず取得価額合計が200万円以上の事業の用に供する設備を新設、増設または取得したものを対象にしていこうと考えてございます。貸すほうで言われているところの金額は2,700万円でございますが、それらは古平町でのこの条例が生きてこないということでかなり低く設定してございます。200万円でございます。対象となる物件といたしましては、家屋、製造業でいいですと工場用の建物、情報業では情報業用建物、旅館業では旅館業用の建物ということで、当然ご自宅だとか、そういうものは除いてございます。土地についてはかなり制限がございまして、記述していますように上記の家屋の敷地として土地を取得した後に対象となる家屋を建設した場合にのみ適用になります。償却資産につきましては、構築物、機械及び装

置、工具、器具、備品を考えてございます。そして、増加雇用者ということで3人以上雇用があると、ふえるということを考えてございます。この課税免除の期間としては、最初にかかる部分から3カ年度ということで限定的に課税免除をするということで考えてございます。

あと議案のほうの52ページ、53ページにそれに関する議案載せてございます。一応概要の部分で説明できておりますので、以上簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第32号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第32号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第32号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件については、高齢者総合支援センターの中の高齢者支援ハウスの利用者負担について改正しようとするものであります。この高齢者支援ハウスの町内における状況におきましては、この高齢者支援ハウスが平成15年4月にオープン、その後平成22年4月には高齢者共同生活住居風花がオープンしてございます。また、平成26年本年4月に高齢者複合施設ほほえみくらすの住居部分がオープンしてございます。高齢者支援ハウス、平成15年に開設以降、風花で9部屋、それからほほえみくらすで23部屋、高齢者に関する専用の住宅が整備されている状況にあります。これらの風花、ほほえみくらすについては、近隣町村等々の状況を踏まえて料金設定がされている状況であります。高齢者支援ハウスにおいては、当初国基準がありまして、年間の対象収入が120万円未満の方については居住費無料という状況になってございました。この間の住環境の変化に伴いまして、著しく新しくできた住宅と支援ハウスに乖離が生じており、同じ町民の中で公平性を保つために今回の改正となっております。

今回の改正の要点としましては、まず基本とする家賃についてはほほえみくらすの1DK、Bタイプの部屋になります。それと同じ家賃で物を考えたい。それから、この高齢者支援ハウスについては開所から11年を経過してございますので、また浴室については共同浴室になってございますので、多少不便を感じさせているということも考慮しまして、もともと設定しております光熱水費についての利用者負担分を除いた金額で家賃設定をしたいと考えております。そのほかに現在入居している方々の中で、対象収入が40万円未満という方が約33%、4名入居されております。この方々への配慮として、家賃設定の対象収入階層に40万円未満という階層を設けてございます。また、条例の改正の部分ではないのですが、附則の部分になります。今回の改正によって急に家賃が発生するというのは、これまでの生活スタイルを変えてしまうことになりますので、3年間の経過措置を設ける附則を設けてございます。

それでは、その改正内容について説明しますので、別冊でお配りしております説明資料、縦書きのものです。1ページ目をごらんください。よろしいでしょうか。まず、上段に附則としまして、附則の1、この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附則の2としまして、この条例の施行日前に入居決定している者の改正後の第12条第1項に規定する利用者負担額については、入居者からの申し出がある場合に限り、平成29年3月31日までの間、改正前の利用者負担額とすることができるというふうに規定しました。

それで、実際の家賃額を決めているものは、12条で別表としております。その別表の改正がこの下段のほうに載せてございます。改正前については、階層AからMまでの階層区分を設けてございました。対象負担額については、ゼロ円から4万5,000円までというふうになっておりましたが、改正では基本的にほほえみくらすの対象収入階層と同じように4つ、それにプラスして40万円未満を加えて5つの階層に区切っております。改正後のことで詳しく言いますと、まず階層Aとして収入ゼロ円から40万円未満の方については3,000円、夫婦の方については1,500円、階層Bにつきましては40万1円から80万円が6,000円、それから3,000円、それからC、80万円以上125万円未満の方については1万1,000円、5,500円、それとD階層で125万円以上が1万6,000円、8,000円、それと生活保護法による被保護世帯の方についても125万円以上の方と同じく1万6,000円、8,000円としております。この単身世帯の3,000円から1万6,000円にプラスして光熱水費の利用者負担8,000円を足しますと、ほほえみくらすのBタイプ、1LDKの部屋と同じ家賃となります。この間の住環境の変化、同じ町民の中で極力不公平感を解消するという観点から、今回の条例改正に至っております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） ちょっと1点、2点お伺いしたいのですけれども、1つは申し出がある場合に限りということですので、今の方々はほとんど家賃ただという形で住居していますよね。そういう中で、申し出がある限りということは、町のほうでその人方に申し出てくださいというふうなお伺いを立てないとわからないでそのままということはありますよね。その点を1つお伺いしたいというのと、それと今高額で家賃払っている人おりますよね。その人方に関しては、申し出とかそういうの関係なしに自動的に7月以降、この家賃が下がるという解釈でよろしいのでしょうか。

それと、生活保護です。この中で1万6,000円となっていますけれども、生活保護費によると住宅、住居の手当というのは確かに出るのですけれども、この利用者負担額の所得から見ると、生活保護者の所得というものが基本的にこの中でいくと125万からの所得者と同じレベルの収入があるのかなと思うとちょっと疑問に思うのですけれども、その辺の兼ね合いでどういうふうな、取れるから1万6,000円取ろうかなという考えなものか、所得に基準合わせながら実際に125万以上の方と同じ収入という考え方で家賃設定したのか、その辺お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の現在120万円未満で家賃相当額無料となっている方々に対しては、この条例、きょうの議決をいただいた後に入居者を集めまして、説明会を開いて申し出がなければ家賃発生します。申し出てくださいという説明をする予定としております。

2点目、現在高額の家賃発生している方、1名おられます。その方についても説明会に来ていただきますけれども、基本的に7月1日からこの家賃を適用して、今高額な方については下がるという解釈をしております。そのように料金改定、家賃の決定の変更をする予定でございます。

3つ目、生活保護を受けられている方に関しましては、ほほえみくらすでもそうでしたが、うちが基準とした家賃設定額2万4,000円、これはほほえみくらすの話なのですけれども、設定した金額とちょうど生活保護の方の家賃扶助額が同額でしたので、申請するとその分のお金が扶助されるという解釈から、実際の生活保護を受けている方の収入とは乖離はありますけれども、その家賃相当額を扶助してもらえるとということから同額としております。

○8番（真貝政昭君） 2点伺います。

今の方の質問にもありましたけれども、生活保護とそれからそれ以上の境目が120万というお話がありましたけれども、改正後の生活保護法による被保護世帯のところの単身世帯の月額の設定が1万6,000円になっています。それで、改正前の数字を見ると、単身世帯1万6,000円のところは160万から170万となっています。160万というのが生活保護かどうかの境目なのかなという感触を持つのですけれども、そうなのかということと、それから120万以下というのは住民税非課税世帯に当てはまるのかなという感触があるのですけれども、説明していただきたいと。

それと、もう一点は、この条例の改正は家賃設定の変更だけなののですけれども、この条例そのものに減免条項はありましたか。その確認をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目のご質問ですが、生活保護を受けられている方の家賃設定1万6,000円と改定前の家賃1万6,000円を突合せた場合に、対象収入が160万から170万ということから、生活保護の収入が160万くらいかということについては、これは違うと思います。今回設定している1万6,000円というのは、あくまでもほほえみくらすにおいて家賃を決定する際に基準額を置いた金額が2万4,000円、それからこの高齢者支援ハウスの光熱水費の利用者負担として規定している8,000円を除いた額で1万6,000円という計算をしておりますので、改定前の1万6,000円の対象収入階層と突合するものではございません。それと、120万円未満の方の非課税の関係ですが、ちょっと私も現在うろ覚えできちんとしたお答えができかねますので、あやふやのまま回答をたくごさいませんので、回答は控えさせていただきます。たしかそうだったような気がしております。それと、減免条項につきましては、条例第12条の2項に、町長が特に必要と定めるときは、

別表で家賃、光熱水費を納入しなければならないという条項になっていますけれども、前項の利用者負担額を減免することができるかと規定してございます。

○8番（真貝政昭君） 1名の方を除いて、ほかの方全員が入居料がゼロという状況がずっと続いてきました。多分非課税世帯だと思います。既に入居されている方の年齢はうろ覚えですけれども、かなり高齢というふうに承知しております。3年間このままの状態ですぐ置いとくというふうになりましたけれども、その後上げさせてもらうということは、高齢の方にさらに3年後にそういうことを求めるというのはいかがなものかという、そういう感触を持ちます。その後の風花だとか、それからほほえみくらすというのは、昨今の環境の変化におきまして、特にほほえみくらすなんかは古高の閉校というのに伴って急遽出てきた話ですから、当時入居された方々にとっては、周りの状況というのは本当に激変状況だと思います。それで、現在も高齢な方たちに対しては、町長におかれましては減免条項を活用されまして、現在入居されている方が3年後引き続き入居されている場合は、できる限り今の状況で退去することなく住み続けられるような努力を求めたいのですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 真貝議員のご意見も一つのご意見だと思います。ただ、町内の町営住宅に暮らされている方、同じような状況の中で私の調査の中では一番安い家賃で3,600円です。そういった暮らしをされている方々もおりますので、そういうことの公平ということも考えた中で、一番下のクラス3,000円というのは妥当な家賃設定ではないかと考えております。

○8番（真貝政昭君） 先ほどの質問にありましたように、減免条項があるということで、特に町が当時力を入れて建設した施設ですから、今まで入居されていた方が超高齢になってから退去せざるを得ないという状況は、やはり入居を求めた町側からは進んではいけないというふうにするのです。ぜひともそのことを考慮に入れていただき、対応していただきたいと。私、今回の条例提案については賛成するつもりです。前提は、そういう要望があってということですから。よろしくお願ひします。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第33号

○議長（逢見輝続君） 日程第11、議案第33号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第33号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、課税限度額の引き上げ、減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法変更に伴う改正及び規定整備による条ずれの措置でございます。先ほど町長の行政報告にもありましたとおり、地方税法施行令が改正され、課税限度額の支援分、介護分がそれぞれ2万円、合わせて4万円の増となっております。今回の施行令の見直しは、高齢化や医療技術の進歩により医療費が増大している一方で、厳しい経済情勢を反映し、低所得化が進み、保険税負担の基礎となる所得額が著しく減少している状況で、低所得者層の負担に配慮しながら保険税額の確保を図ることを目的としたものであり、本町におきましてもこの改正を行い、課税限度額等の改正を行うものでございます。

別冊で配付しております説明資料の3ページをごらんください。改正内容としましては、3ページ上段の表にあります改正後の欄をごらんください。下段のほうに課税限度額というところに太字で表示してありますとおり、課税限度額を後期高齢者支援分が14万円から16万円に、介護納付金分は12万円から14万円にそれぞれ引き上げ、据え置く医療費分51万円を含め、限度額合計を4万円アップの81万円と改正するもので、これは施行令の改正後の課税限度額に合わせた内容となっております。

次に、軽減措置でございますが、軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。

4ページ上段の表をごらんください。まず、5割軽減においては、基準額算定に被保険者数から世帯主を除いておりましたが、改正後は世帯主を含め2割軽減では35万円掛ける被保険者数となっておりますが、改正後は35万円を45万円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げるにより、5割、2割軽減世帯の拡充する内容となっております。今の軽減の内容ですけれども、例えば2人世帯だと、5割軽減が57万5,000円以下だったところが改正後は82万円以下となりますので、81万円の所得の世帯の場合は、改正前が2割軽減対象であったところ、改正後は5割軽減ということで軽減幅が広がる内容となっております。

説明資料5ページから9ページには、関係条項であります第2条第3項、第4項、18条第1項、第23条第1項、同項第2号、3号の改正部分をそれぞれアンダーラインでお示ししております。これらの内容は、今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。

今回の一部改正による影響額につきましては、4ページ中段より参考値を載せてございます。確定賦課値には数値の変更がございしますが、後ほどご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
○8番（真貝政昭君） 説明資料の4ページを見ているのですけれども、軽減措置を受ける対象者をふやして、その分の限度額引き上げることによって賄おうというのは、この数字を見ると古平町の場合は完結しないということですよ、足りないということですよ。そっちこっちでこういう現象が起きているというのは、国も承知のはずでやっている話なのでしょう。これを補填する何か策を国のほうが考えているとかというのでは全くないということなのでしょう。

○民生課長（和泉康子君） 国のほうで審議中の経過を見ますと、25年度から26年度で試算したところ、全国的には26年度では限度額を超える世帯がかなりふえるということで、まずそこで財源を増額するという想定のようなものでした。それで、うちのほうで、まずは26年度の確定賦課前ではあったのですけれども、今現在の被保険者に25年度中の課税状況で試算しましたら、たまたまうちの町としては低所得者が多かったので、表の括弧に軽減影響額ということで240万、限度額をふやすことによって増額となるのが65万4,000円ということで、プラスとマイナスの要素を差し引いて176万8,000円、トータルで調定額が落ちるという結果なのですけれども、国のほうとしては限度額を上げた分の収入のほうが上回る前提で条例は改正されているようです。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、国のほうは大ざっぱに見てそういう見立てだったのだけれども、個々の自治体から見ればこうやって全く成り立たない結果になりますよね。額は少ないにしても、結局は加入者に負担を今後求めていかざるを得ないような仕掛けになるわけでしょう。それは、いたし方ないというふうに町は考えているのかな。

○民生課長（和泉康子君） 以前からありました軽減分にかかわる公費負担の入れ込みなのですが、今回の軽減分に対しましても基盤安定のほうが適用されますので、消費税から捻出された金額だとかで、都道府県が4分の3、町村が4分の1を負担するというので、軽減分に対しては財源を確保できる予定でございます。

○8番（真貝政昭君） それは、軽減分の財源措置であって、この図式は変わらないということですか、足りないという。この足りない分をそういう形で補填するということではないですよ。

○副町長（田口博久君） 国保の制度上、税として入るべき額を制度として7割、5割、2割の税を軽減します。そうすれば、税額として入るべきものが入ってこないの、その分の補填方法として従来から保険基盤安定繰り入れ、国保会計から見ると基盤安定繰り入れという制度があります。制度があるというか、そういうことで税の軽減分を、低所得者の軽減分を補填するという制度です。その財源として、一般会計でその軽減分を補填します。補填した分の2分の1が国、4分の1が道負担という、そして町の一般会計で4分の1を負担して国保会計のほうに繰り出すと。国保の財政の仕組みの上でそのようになっております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 今の説明のように、足りない分をそういう形で補填するわけだけれども、

結局のところ高収入、高所得者というのですか、そういう方々と、結局は自治体の負担を伴って上限を上げていくという形には変わらないですね。これは、やはり国の責任上問題があると。常に我が身を削りながらやっていくという図式には変わらないので、とめどもなく続くということです。何らかの形で国の責任を強くして、方向を切りかえざるを得ないという立場で反対します。

○議長（逢見輝統君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第34号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第34号 専務用パソコン備品の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第34号 専務用パソコン備品の取得につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で債務負担行為の議決をいただきました職員の事務用パソコンの入れかえ事業にかかわる財産の取得でございます。行政報告にもございましたが、現在使用している事務用パソコンの大部分がサポートの終了したウィンドウズXPでウイルス感染による個人情報の流出も懸念されることから、今回は事務用パソコンの入れかえと、さらなるセキュリティの強化のため、電算室で一元化する方式を採用するものとして新クライアントシステム機器を取得するものがございます。この6月13日に備荒資金組合におきまして仮契約の締結が整い、正式に古平町に対して譲渡の通知がありましたので、今回の議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めることとさせていただきます。

それでは、議案の58ページに基づきまして内容を若干説明したいと思います。58ページ、議案の記といたしまして、1、財産の取得、事務用パソコン備品、この中で新クライアントシステムホストサーバー、これにつきましてはまさにパソコンの頭脳部分でございます。ここで計算したりする。それが電算室に置くと。これ2台です。

次に、ディスクアレイ装置、これは作成したデータを保存するための記憶装置と、ハードディスクでございます。これが12台。1台のハードディスクが600ギガバイト、これが12個でございます。

次に、ラック関係、これにつきましては当然おさめるラック本体と、ラックにおさめる無停電電源装置、要するにバッテリーでございます。このバッテリーは3台。内訳といたしまして、一番先

に説明した新クライアントサーバー、これが2台ですから、それにかかわるバッテリー2つ、それとディスクアレイ装置、ハードディスクですね、これのための電源バッテリー。バッテリーは計3台です。

次に、セキュリティーパソコン、これは一般事務用パソコン、我々が使うパソコンでございます。これの内訳といたしまして、今回は新クライアントという言葉を使っていますが、この新クライアントという意味は簡素なパソコンという意味です。要するに我々使うパソコンには頭脳が入っていないと、ただ単に画面を表示するだけと、そのパソコンが70台。あとは、一般的なそれこそ頭脳を持っている単独で使えるパソコンが15台と、合計85台でございます。

最後にソフトウェア、これはオフィス2013、それからウィンドウズ7と8、それからサーバーアクセス権、新クライアントパソコン、我々70台とノートパソコン15台、それからまた既存のパソコン、既にウィンドウズ7入っています。それ合わせた既存のパソコンが親の実際に計算するサーバー、これにアクセスする権利、それもソフトウェアの中に入っております。合わせたものがこのソフトウェアでございます。これが事務用パソコン備品の構成でございます。

2番目の契約方法ですが、これは備荒資金組合と古平町の随意契約でございます。

取得価格、2,244万2,400円。

取得先は、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、田岡克介。

それと、納期でございますけれども、契約の日から9月30日までの間に機器構成して古平町に納入すると、そういう計画でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第34号 専務用パソコン備品の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第35号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第35号 除雪用建設機械の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第35号 除雪用建設機械の取得について提案理由の説明を申し上げます。

除雪用建設機械の購入に当たりましては、去る6月13日に入札、落札事業者を決定いたしまして、6月16日に仮契約をしております。この除雪車の取得に当たりましては、地方自治法96条の規定、それに基づく町で定めております議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決が必要となっておりますので、本日その議決を求めるものでございます。

財産の取得の内訳でございますが、ロータリー除雪車のまず本体部分であります13トン級の車輪式の車体、それから74キロワットロータリー部分の除雪装置、これは簡易着脱装置つきでございます。それから、もう一つがシャッターつきマルチプラウ、これにつきましても簡易着脱装置つきのものでございます。これにタイヤと付属品をつけまして購入するものでございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札で現在仮契約しております。

取得価格、下取り車両の金額を控除いたしまして、3,812万4,000円となっております。

取得相手方でございますが、虻田郡倶知安町字比羅夫216番地7、北海道川重建機株式会社倶知安支店支店長、十河徹匡。

納期は、契約の日から平成26年11月30日までとしてございます。

よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 除雪用建設機械の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第36号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議案第36号 余市町と古平町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第36号 余市町と古平町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、北海道から権限移譲された旅券交付申請及び交付に関する事務について、余市町に事務

の管理及び執行を委託するために地方自治法第252条の14、第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、説明資料の10ページをお開き願いたいと思います。縦長の説明資料でございますけれども、10ページです。ここでは、まず北海道から古平町が権限の移譲を受けたと、受けて初めて余市町に事務の委託ができると、そういうことで先に1番として権限移譲の背景と。まず、申請交付事務の利便性向上のため、全道179市町村のうち122市町村、4月1日現在ですけれども、既に道から権限移譲を受けており、従前から権限移譲の打診を北海道から受けておりました。それで、小樽市が25年、昨年4月1日から北海道から権限移譲を受けたことによりまして、道では小樽市に出張窓口行っていたのですけれども、これも廃止したと、小樽市には行かないと。そういうことで、北後志地域の窓口は結果的に札幌市のパスポートセンターと倶知安町の後志総合振興局のみとなりました。札幌と倶知安のみになったと。そういうことで、古平町単独での権限移譲では費用対効果は認められないけれども、既に権限移譲を受けている余市町で北後志4町村の事務を受け入れると、そういう意向が事前に示された。そういうことで米印に、以上のことから、余市町に事務委託をする前提で北海道から権限移譲を受けることを道に対して申し入れを行いました。これを受けて、北海道では26年3月、この3月の道の議会におきまして、古平町に権限移譲することで道条例の改正を道は既に行っております。

それで、次は道条例で古平町に道の権限を移譲しますよと、それを受けて次事務の委託ですけれども、地方自治法第252条の14、ここでは普通地方公共団体は地方自治法に基づき、協議により規約を定めて事務の一部の管理及び執行を他の普通地方公共団体に委託することができると。本来自分の町でなければだめな事務をほかの町に委託することができるのだと。それも協議によって規約を定めることによってやるわけですけれども、それに当たっては議会の議決を要すると。

ここで次規約に規定すべき事項でございますけれども、これにつきましても地方自治法第252条の15で規定されております。1といたしまして、委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体、まず当然規約に載ってきます。それから、委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法、次に委託事務に要する経費の支弁方法、それと4番目として前各号に掲げるもののほか、事務委託に関し必要な事項と。ここで③で若干書いてありますけれども、処理手数料どうなるのかと。これにつきましては、既に人件費、事務費の移譲交付金、これ道から1件1,350円古平町に来ます。余市町に委託しても古平町に来ます。この関係は、道と古平の関係ですから、古平町にこのお金が来ると。あとは、余市町で機械リース料、年間約10万円程度委託で余市町払っています。この支弁方法、これらをこれから協議、そして協議調ったら契約を結ぶと、そういう段取りです。

あと最後に参考事項として、それではどのぐらい古平町でパスポートをやっているのかと。ここでいいますと、22年からありますけれども、このとおり年々減っております。そして、赤井川でも20件ですけれども、古平町は11件と寂しい限りですけれども、ただこの人たちが札幌行く、倶知安行く、なかなか不便だと思います。件数の問題よりも、広く町民のために便宜を整えると、そういう意味合いでございます。

そういうことで、次議案の61ページ、ここで規約案です。こういう規約のもとに余市町と協議し

たいと、ここに書いてあるとおりでございますけれども、1条については範囲、当然旅券のことで
すよと。

第2条では管理及び執行方法、これについては委託を受けた余市町の条例でやってくださいと。

あと経費の負担、これにつきましては当然に古平の町民がかかった経費については古平負担です
よと。なおかつ機械についてもそれぞれ応分の負担を願いたいと。そして、前提といたしまして、
余市町では北後志オーケーですよと言いましたけれども、最終的に余市町と委託契約を結ぶのは、
今のところ古平町と仁木町のみです。積丹町、赤井川は、今のところ委託しないと、そういう方針
でございます。

第4条、委託事務の収支の分別、これについてはきっちり古平町に分かるように分別して決算
にのせると、そういうことです。収支を分けると。第5条で決算についても、自治法に基づいて決
算の要領を公表したときは、直ちに古平町に通知しますよと。それから、今後に当たって古平町長
と連絡会議を開くと。それに当たって、事務関係者で調整会議も開きますと。

それと、余市町で条例の改廃あった場合には、事前に古平町に通知しますと、決まった場合も通
知しますと、そういうことでございます。

あと委託事務の廃止、これになった場合についても、委託事務の全部または一部を廃止する場
合においては、当該委託事務の管理及び執行に関する収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、余
市町長がこれを決算すると、そういうことでありきたりのある程度の内容でございます。

あとは、細かいものにつきましては、この規約にのっとって後で契約を結ぶと、そういう段取り
です。

それから、説明補足しますけれども、よその町になりますけれども、古平町は道から権限移譲を
受けて余市町に委託と。ほかの仁木町もそうですけれども、積丹町、赤井川村は道から移譲を受け
ておりません。あくまでもこの2町については、札幌行くか倶知安に行くかと、そういう今の状況
でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。何かございませんか。

○8番（真貝政昭君） この手続は異論はないのですけれども、この資料の一番下に書かれたこの
数字なのですけれども、この数字の中身といいますか、各町村外国人が居住されていますよね。そ
ういう方たちとは全く関係のない数字になるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 当然日本国のパスポートですから、外国の方は関係ないと思っ
てござ
います。

○8番（真貝政昭君） 余市にお願いしない積丹町と赤井川村の住民については、倶知安か札幌に
行って手続をするということなのですか。

○総務課長（小玉正司君） この事務につきましては、都道府県が本来行う事務でござ
います。そ
ういうことで、道の機関の札幌市のパスポートセンター、そしてここであれば倶知安町にあり
ます
後志振興局と、そういうことになります。

○議長（逢見輝統君） ありませんか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 余市町と古平町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第37号

○議長(逢見輝統君) 日程第15、議案第37号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務係長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第37号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき北海道市町村総合事務組合格約を変更することについて、関係市町村等と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、一部事務組合の規約を変更するもので、この変更については関係地方公共団体の協議により定めることとなっております。この協議につきましては議会の議決を要するものでございます。

それで、規約の変更の詳細につきましては、縦書きの説明資料の最後のページのところです。11ページ、12ページに記載しておりまして、上から石狩振興局の変更後のほうでアンダーライン引いております道央廃棄物処理組合、ここにつきましては新規設立の追加でございます。

次に、その下、空知総合振興局のほうで改正前で赤平市、アンダーライン引いておりますが、ここにつきましては別の組合に加入するための削除でございます。

その下、上川総合振興局につきましては改正前のほうをちょっと見ていただきまして、上川中部消防組合につきましては解散に伴う削除でございます。

その下、胆振総合振興局につきましてはこちらも改正前のほうを見ていただきまして、伊達・壮瞥学校給食組合、ここににつきましては解散に伴う削除でございます。

それと、次のページに移りまして12ページで、別表第2のほうで1番の消防組織法の表で、改正後のほうからちょっと見ていただきまして、鷹栖町、上川町につきましては新規消防団の設立で追加となっております。

右に移っていただきまして、改正前のほうではアンダーライン引いております赤平市は別の組合に加入するための削除、それとその1行下のアンダーラインを引いております上川中部消防組合につきましては解散に伴う削除でございます。

その下の表に移りまして、9の地方公務員災害補償法では改正後のほうで、アンダーライン引いております道央廃棄物処理組合は先ほどもしゃべりましたけれども、新規設立の追加でございます。

それと、改正前のほうに移っていただきまして、アンダーライン引いております真ん中ら辺の上川中部消防組合、ここににつきましては解散に伴う削除でございます。それと、一番下の伊達・壮瞥学校給食組合につきましても解散に伴う削除でございます。

以上が規約の変更の内容でございます。

以上をもちまして議案第37号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第16、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について提案理由の報告のご説明をいたします。

平成25年度の古平町一般会計の繰越明許費につきましては、別紙のとおり繰越計算書を提出するも

のでございます。自治法の施行令146条2項によりまして、町長において5月いっぱい、5月31日までに繰越計算書を作成しまして、次の議会ということで今回6月定例会に報告するものでございます。

66ページです。こちらでは、土木費、住宅費の中央団地、栄団地の住戸改善事業につきまして、ことしの3月補正で25年度予算に繰越明許費を設定させてもらってございます金額が2,120万円でございます。これにつきまして、翌年の繰越額ということで同額2,120万円です。全額繰り越してございます。財源内訳としましては、未収入特財が1,009万7,000円、補助金が社会資本総合整備交付金ともう一つ、がんばる地域交付金の部分が入ってございます。残る残額の部分が一般財源ということで、以上のように計算書をご報告するものでございます。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

◎日程第17 同意第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、同意第1号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました同意第1号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております堀江昭夫氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任したいので、同意を求めるものでございます。

記といたしまして、選任すべき委員、住所古平郡古平町大字浜町1518番地、氏名、堀江昭夫、昭和24年3月22日生まれ。

参考にありますように、現在の任期が平成23年6月24日から平成26年6月23日までとなっており、今回の選任は2期目となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（逢見輝統君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから、同意第1号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

◎日程第18 推薦第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第18、推薦第1号 古平町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は1名とし、堀清君を推薦したいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認め、よって議員推薦の農業委員は1名とし、堀清君を推薦することに決定いたしました。

住所、古平郡古平町大字浜町516番地、氏名、堀清、昭和31年12月3日生まれ、任期、平成26年7月20日より平成29年7月19日まで。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時26分

◎日程第19 意見案第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 陳情第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第20、陳情第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力依頼を議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員長報告を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。お手元にお配りしました委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力依頼は、採択することに決定いたしました。

◎日程第21 陳情第4号

○議長(逢見輝統君) 日程第21、陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書についてご協力の依頼を議題といたします。

陳情第4号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書についてご協力の依頼を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書についてご協力の依頼は採択することに決定いたしました。

◎日程第22 陳情第5号

○議長(逢見輝統君) 日程第22、陳情第5号 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を国に対して求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情第5号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を国に対して求める意見書の提出を求める陳情を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を国に対して求める意見書の提出を求める陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第23 陳情第6号

○議長(逢見輝統君) 日程第23、陳情第6号 「消費税10%」実施の中止を求める陳情書を議題といたします。

陳情第6号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第6号 「消費税10%」実施の中止を求める陳情書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 「消費税10%」実施の中止を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第24 陳情第7号

○議長(逢見輝統君) 日程第24、陳情第7号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する陳情書を議題といたします。

陳情第7号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第7号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する陳情書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第25 陳情第8号

○議長(逢見輝統君) 日程第25、陳情第8号 教育委員会制度改悪にかかわる陳情書を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 教育委員会制度改悪にかかわる陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第26 一般質問

○議長(逢見輝統君) 日程第26、一般質問を行います。

一般質問は、工藤議員、堀議員、本間議員、真貝議員の4名です。順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○9番(工藤澄男君) 3問ほどお願いいたします。

一番最初ですけれども、群来町の防波堤について質問いたします。数年前に先端部分が倒壊し、次の防波堤も3個目と完全に分離しています。護岸部分の布団かごがかなり傷んでおり、危険な状態でもあります。防波堤と一緒に直す考えがあるか、町の考えをお聞かせください。

○町長(本間順司君) 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

群来町の船揚げ場、防波堤ですけれども、実は平成23年12月に確認したわけでございまして、この工事につきましては平成15年度の群来船揚げ場整備事業、道の単独補助事業でございましたけれども、その事業で行いまして約3,200万余りかけて道費が1,600万、町費が1,600万ということで、2分の1を道が持つというようなこととございまして、15年の11月20日に竣工してございまして、先ほど申し上げたように23年の12月に先端部分のブロックが美国町側に倒壊しているのが確認されたということでございまして、それから、その後25年12月に今度先端から2個目のブロックがずれているということで、約10センチぐらいのすき間があるというようなこととございまして、それから、26年、ことしの5月にも先端から2個目のブロックが今度は美国町側へ若干ずれているということで確認しまして、ただすき間の感覚は10センチということと変わってございませぬ。

現在は、船が入ってくる航路への支障がないというふうに言われておりまして、直ちに倒壊する危険性は低いというふうにと考えております。改修はしたいのでございまして、改修するための財源の確保ということで今検討している最中とございまして、この工事には1,000万円以上かかるということとございまして、できれば国や道の補助金を活用しながら改修したいということとございまして、今検討している補助金、道の地域づくり総合交付金ということでございまして、当該施設は整備を完了した翌年から起算して10年を経過していることから、維持補修が例外的に認められるというふうにと考えておりまして、やはり交付率は2分の1以内ということとございまして、その地域づくり総合交付金の減額予定しているということとございまして、なるべくそういう補助金がつくようにこれからも頑張っていきたいなというふうにと考えておりますので、そのようにご理解願いたいと思います。

○9番(工藤澄男君) 私もことしも3回ほど冬、それから春先と行われた後、実際にスケールを

持ってはかってみましたし、確かに10センチです。そして、重なる部分が10センチしかないのですね、実際には。ですから、10センチずれたら完全にもう次のと分離するような設計方法になります。ですから、積丹町側からの波によって倒れたという説明が前にどなたか担当の職員の方からも聞きましたけれども、また同じようなことが起きる可能性は十分にあるわけですよね。だから、そのためにはやはりそこを早目に直して、例えば波よけ防止のテトラなり、恐らく防波堤が倒れるくらいですから、布団かごぐらいではもたないのではないかと私は思っています。

それから、先ほど言いました護岸の部分です。布団かごずっと積んでありまして、それから（聴取不能）石垣、あそこ町の土地なのです、あの広場は。あそこの部分の際まで完全に、この間すごい波だったのです。波ほとんどないときでも、際まで完全に波が来ているような状態で、もし高波が来て根元すくわれたら石垣恐らく行くのではないかと、私なりの判断で心配してきょうの質問にしたわけなのですけれども、そっちのほうも一緒にやるようにしていただきたいのですけれども、そういう考えはありますか。

○町長（本間順司君） その場合も道の技術者等も交えまして、いろいろ検討してまいりたいということで、この工事には布団かごの部分も含めての工事というようなことで考えておりまして、今議員おっしゃったように先端の部分につきましては、布団かごではちょっと物足りないかなというふうに思っております。ただ、テトラポットでも水の中に入るとすごく軽いものですから、かなりの重いテトラポットでないとだめかなというふうにも思っておりますけれども、我々とすればそういう操業のほうもできれば港のほうに集結願えればなというふうには思っているのですが、なかなか地域性もございまして、それもできかねるというようなことでございまして、もろもろのことを考えまして、これからさらに検討してまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） なるべく早目に例えば道なりと相談して、早目に直していただけるようにしていただきたいと思えます。

それから、ここには書いていなかったのですけれども、先ほどちょっと触れました広場の部分は、あれは町の土地としてよろしいのでしょうか。実際にあそこに例えばプレハブだとか、そのほかに保冷車の箱が三、四個倉庫がわりに使われているような状態になっていますけれども、あれは町で無償で貸しているのでしょうか。それをお願いします。

○町長（本間順司君） 町有地ではございますけれども、もともと利用者が昔から利用していたというようなことで多分、確認はしていませんけれども、無償かなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） それでは、2点目に行きます。空き家対策ということで、前にもたびたび私言っていますけれども、実際に調べてみたというか、自分なりの判断で危険だと思われるような住宅が四、五軒あります。実際にそれ以上あるのかもしれませんが、私の目についた部分は四、五軒なのです。それで、ほとんど歩道なり道路に面したうちが意外と多いのです。それで、町ではこの空き家に対してどのような対策をこれからしていこうとしているのかをお聞かせください。

○町長（本間順司君） この空き家対策、本当に今全国的に問題になっている件でございまして。本町の空き家もここ数年の豪雪によりまして、築年数の古い木造空き家の傷みが激しいということで

ございまして、このたび見回りもしてございまして。来年もしくはここ数年のうちに倒壊してしまい
そんな数軒の家屋、今工藤議員がおっしゃったようなところを確認してございまして、写真にも撮
ってございまして。既に所有者の確認作業は進めておりますけれども、プライバシー等の問題で時間
のかかる物件があります。まずは、所有者、または相続関係者に状況を知らせまして、その回答を
待ってからの対応というふうに、これまでもそういうふうな状況で進んできてございまして。町の基
本方針としましては、財産権の問題、あるいは公金の支出のあり方の観点から、町が直ちに対応す
るということはできない状況だということございまして。それから、原則所有者または相続権者に
連絡して対応してもらおうというようなことございまして、これは生活保護者だとか、そういうも
のに関係なくして対応してもらおうというのが原則でございまして。仮に対応してもらえなかった場合
には、通行どめ等の危険回避の措置をするというようなことでこれまでも進んできてございまして。
それから、落雪や強風等によりまして歩行者あるいは近隣住民が危険にさらされることがあった場
合には、いわゆる町の事務管理としまして対応することにしておりまして、過去にも対応したこと
がございまして、それらの監視を強めてまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 実際そういう住宅のある、例えばそばの方だとか、それからそこを常に
通行するような方々は、常にやっぱりそういうところは気をつけてよく見ているのです。実際に私
ある1軒の家だけ、たまたまうちの町内ですけれども、ちょっと家自身が前のほうへ膨らんできて
いまして、担当の職員の方には一応報告はしてあります。実際に先日の7日の新聞に島牧でも例え
ば強制撤去だと、これまだ正式に、12日のあれには決まるとか書いてはありますが、強制撤去
も盛り込んだような条例をつくるというようなことも書いてあります。それに今倶知安町だとか、
いろんなどころでも今後志管内で実際に空き家対策に対しては非常に力を入れているというか、気
をもんでいる最中ではございまして、なるべく早い段階でまず事故や災害のないうちに撤去でき
るような方向でぜひ進んでほしいと、そう思います。どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 島牧の報道につきましては、私も読ませていただいております。今国でも
議員ご承知のとおり議員立法で法制化ということを考えてございまして、今の国会に提出を目指
していたのですけれども、いわゆる（仮称）空き家対策特別措置法案というふうに言われて、これ
は衆議院の国土交通委員会で全会一致で今国会に提出するという段取りでございました。しかし、一
部委員から空き家撤去に対する税制措置の議論が不十分だというようなことで意見が出まして、今
国会での成立が微妙な状況となっております。きょうの時事通信でございまして、自民党
は法案を今国会に提出する方針だったが、税制措置の具体的な議論を求める野党と調整がつかな
かったため、秋の臨時国会の提出を目指しているということございまして。そういうことござい
まして、各自治体でもここ数年空き家に関する条例を制定してございまして。そういう自治体が増
加しております。この後志管内でも平成23年から振興局事務局として、これは前にも申し上げた
と思っておりますけれども、モデル条例の作成検討会議を設けて、既にモデル条例、施行規則もでき上
がっている状況でございまして。先ほど議員申し上げましたように、島牧では6月12日に条例案が可決
されて、倶知安でもこれは予定されているということございまして。そういうことで、国で新たに法
律を制定するということが確実となっておりますので、法案内容も各自治体で作成の条例とほぼ同

様であることから、小樽市あるいは余市町では条例を制定しないという方向で聞いており、いわゆる国の法のもとで実施するというようなことでございまして、現在検討中ということでございます。古平も条例化までしなくても、その法律の中で実施していければなというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 今国のほうでもそういう方向で進んでいるということですが、国は国としてまずそういう方向で進んでもらって、そしてもちろん国の対策にも応じながら、やっぱり古平はまた古平で独自のなものもやはり考えていって、なるべく事故のないような対策をしてほしいと、実際に昨年も雪によって倒壊したうちだとかが実際に出ていますので、そのほかに屋根の雪が余り積もり過ぎて、結局その家はたまたま潰れなかったのですけれども、みんな近所の人が常に心配で、そこを通るたびにらはらしているというふうなうちが何軒もあるというのが古平の現状ですので、一刻も早くいい方向に進んでいただきたいと、そのように思っております。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるのもっともでございましてけれども、先ほど申し上げたように我々は国の法律のもとで実施してまいりたいというふうに考えており、その危険性の度合いを見ながら町のほうで対応するものは対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 3点目なのですけれども、病院地区からの避難道路ということでここに書いてある。今まで何度も町長だとか副町長さんとは、この避難道路についていろいろ話し合いしてきましたけれども、建設の計画がまずあるかというのは、あの辺から結局今のほほえみくらすまで逃げる道路を新たにつくる気持ちがあるかというのがまず1つなのです。そして、あの辺に住んでいる人方は、ほとんどの人が体がまず弱くて、余り元気で歩けるような人もいません。ほとんど恐らく逃げるとなったら車だろうと思うのです。それで、先日私風花の防災訓練にちょっと立ち会ってくださいということで町内会からちょっと行ってきたのです。皆さん、そういう防災訓練などをやっている状況を見まして、今の道路1本だけであれば、あそこに一斉に人が集まったり車が集まっているような状態では、とてもあの辺の人を助けることは困難ではないかなと思ったものですか、町では道路をつくる計画といいますか、あるかどうかだけでも聞かせてください。

○町長（本間順司君） この件につきましては、議員とはいろいろ丁丁発止やってまいったところでございますけれども、何はともあれいわゆる日本海側の津波の想定がまだされていないというふうなことでございまして、我々つくっている津波の想定、以前道が想定しましたものの3倍とは言いませんけれども、2倍半余りの6メートルというふうなことで想定してございまして、そういう点からいけば今議員がおっしゃる地区につきましては大体6メートルぐらいの高さだということでございまして、とりあえずはやはり津波が来た場合には一時的に一番最初に避難するというふうなことでございまして、できれば議員おっしゃるとおり車の通る道路があれば一番いいのですけれども、とりあえずは徒歩等で逃げる、そういうような高台を想定しながら、以前から沢口さんのほうだとかというふうにしゅべってまいったわけでございまして。いろいろそういう計画をつくる場合にも、先般も国土交通省からいろいろ言われておるのですが、まだ日本海のそういう津波想定がはっきりしないうちに各自治体がばらばらにそういうものを想定しても、かなり差のあるものができるであろうというふうなことでございまして、それにはやはり国のそういうものが出てから具体的

な計画をつくったほうがいいのではないかというようなことも指摘されてございます。そういう意味からしますと、今一時的に避難するところ、それからその後、車を使いながらある程度長い期間避難するところというようなことで、今回もそういう意味で防災ハンドブック等をつくっておりますけれども、そういう意味からすると、とりあえずは避難道路につきましては一時的避難道路、そしてそれから本格的に避難生活を始める道路というようなことでこれから考えていきたいなというふうに思ひまして、先般もそういう反対側からの道路というようなことも申し上げましたけれども、いま一度原点に戻りまして、それこそ避難道路と今度のほほえみくらすへの利用道路と、それを区別するような形で考えていきたいなというふうに思っておりますので、もう少し先の話になるかなというふうに思っております。それで、仮にそれまでにそういう津波というようなことが発生した場合には、ある程度病院の2階も結構高さがあるものですから、そちらのほうを避難場所とするのも一つの方法かなというふうに考えておるところでございます、その具体的な計画につきましてはもう少しお待ち願いたいなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） たしか町長、前も同じような答弁だったと思います。そして、願雄寺さんのところから、あそこへ道路をつけようという計画の話もありました。しかし、願雄寺さんのほうからの道路も確かに重要だろうとは思いますが、実際に今私が言っている部分の人方というのは一時避難、前にも町長とこのことでやり合ったのですけれども、一時避難するような人方ではないのです、実際に。歩く姿を見ていたら、万が一それこそ避難している先で倒れられたら、それこそ元も子もないというので、それで私ことし春の雪解けちょっと前に高校のところから沢口さんの裏まで歩いてみたのです、パークゴルフ場の上の部分。そうしたら、意外とあそこずっと平らなのです。ですから、あそこをもし道路つけるのであれば、あの程度の幅の川であつたら橋かけなくてもカルバートぐらい強固なものをつくれば、恐らく簡単に道路ができるのではないかなと私なりに判断して、一度副町長にちらっと話したこともあったのですけれども、ですからやはりあそこの人方の歩く姿を見ていれば一時的に避難するというよりも、まず逃がすということが先ではないかというのがこの間風花さん、あそこの避難訓練に行つてまずは感じた点なのです。ですから、やはりこういう人方をまず一番先に助けるのが先だろうと私は思います。それから、私もう一個考えていたのは、病院の2階なのです。あそこに結構海拔あるらしいのですけれども、あそこへいっそのこと全部逃がしたらどうかなと思つたら、実際には中には病人がいると。そうなれば、また病人に迷惑かかるのかな。本来であれば、あそこが海拔前に何か20メートルぐらいあるとかと聞いたのですけれども、それであればあそこへもしうまく逃げれるのであれば、あれでまだ間に合うという面も出てくるのかなというのも考えていたのですけれども、ただあくまでも病人相手なものですから、ぜひこの道路に関しては前向きに検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（本間順司君） 今議員おっしゃるとおり、やはり病院が、診療所が病人いるとはいえ、結構な人数が入れるのではないかなということ、仮に近くの弱い人方が皆さん行かれたとしても、そう窮屈にはならないのではないかなというふうに思ひまして、あと元気な方々、歩けるような人はある程度沢口さんの裏のほうに行くとかいうような形でやってもらえればいいかなと思ひまし

て、第一義的には診療所を活用したいなというのは本当の緊急の場合というふうに考えておりまして、道路の建設につきましてはもうちょっと待ってほしいというようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 町長の考えはわかりました。今元気な人が歩いてと言っていましたけれども、実際に先ほどから言っています防災訓練に行ったら、あそこに入っている人方でもって元気で歩いて出てきたのは3名ぐらいです。あとは、ほとんど介護がついたり車椅子だったりという人方ばかりです。それに今度例えば元気プラザの人の中にもやはり体の弱い人もいるだろうし、足腰弱い人もいるだろうし、そしてまして今度例えば特養がもしあの辺にできたとしたら、さらにそこもまた避難に対して問題もできてくるのではないかと思うのです。例えば2階建て、3階建てのそういう立派なものをつくって、その上でみんながそこへ逃げれるようなものをつくってくれるのであれば、まだちょっと話は変わってくるのだらうと思うのですけれども、平家建てのようなのであれば、結局はやはり高いところへ逃げるしかしようがないとなれば、そういうところへ進む人方も決して体の丈夫な人ばかりではないと思いますので、この道路に関しては前向きに検討していただきたいと、そのように思っています。答弁はいいです。

○議長（逢見輝続君） では、ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（逢見輝続君） では、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、堀議員、どうぞ。

○5番（堀 清君） 今回私は、今年度における町民の所得減というような形の中で町長のほうに質問したいと思います。

これは、あくまでも去年のデータなのですけれども、納税義務者1人当たりの課税対象所得ランキングで、当町は全道で下から2番目にランクづけされたという残念な結果というものを出されているのです。これは、あくまでも「財界さっぽろ」に掲載された項目なのですけれども、そういう中で今年度は3月に加工協の倒産というような形の中で、町としては大打撃の事態も発生している中で、当然その中で生活している、働いている町民としては当然所得が減じられるだろうというのが考えられます。そういう中で、当初からさまざまな形の中で町民に対しては手助け等々のものはたくさんやっているのですけれども、結果的にやっぱり町民の稼ぎ高が下がっているというのは、きのう、きょうのことではないというような形の中で自分は捉えているのですけれども、当然少なくとも5年、10年をさかのぼらないとそこら辺のきちっとした原因というものは出てこないのではないかというような気はするのですけれども、それに対してやっぱり行政が今後町民の所得をたくさんとれるような形の政策というか、事業展開というものが期待したいのですけれども、そういうような形の中で今年度のことばかりでなくて、例えば5年、10年後を考えた形の政策等々がございましたら、考えをお聞かせしてほしいと思います。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

かなり壮大な質問でございましたけれども、実は議員がおっしゃっておられますこの「財界さっぽろ」2月号の中身でございますけれども、24年度の数字でございまして、そういうことでご理解願えればなというふうに思います。この所得ランクが下から2番目ということでもございまして、この原因としましてはとりもなおさず高額所得者がだんだん、だんだん減ってきたというようなことでございまして、過去の話を申し上げますと、まだランクづけは高かったのだらうなというふうに思っております。その原因としましては、やはり産業の衰退といたしますか、年々、年々そういう衰退の道をたどってきたということでございまして、以前は会社の社長さん方も2,000万円以上の方も結構おりました。でも、最近は何れもそういう方が見受けられないということで、結局は平均すると1人当たりの所得が下がってしまったということでございまして、今議員がおっしゃる、いわゆる所得増となるような施策でございまして、確かに議員おっしゃるよう一朝一夕で実現できるものでもないというふうなことでございまして、妙案があればとくにやっていたらと思うのですけれども、それにつきましてもやはり結果が物を言うということでございまして、やったはいけれども、失敗してしまって何も所得が上がらなかったというようなことになれば大変困るなというふうなことでございまして、オホーツクの猿払村のようにホタテが大成功したということで、それこそこのランクづけではトップでございまして、1人当たり450万5,000円という所得でございまして、ここに書かれている所得というのは、課税標準ではなくて、いろんな控除を差し引く前の所得でございまして、そういうことでご理解願えればなというふうに思います。そういうことで、猿払村につきましてもやはり結構ホタテでもうかっている業者等々がございまして、そういう平均所得が高いというような結果が出てございまして、この所得増ということでもございまして、根本的には日本の国のいわゆる所得政策が基本だということでもございまして、さまざまな地域の中で行政や団体がかかわりながら事業主や働く者がみずからの所得をいかに上げるかを考えなければならないということでもございまして、議員さんも昔の農業はよかったなというふうなことで結構所得もあったのではないかなというふうに推測してございまして、ただ、今古平に何を求められているかという、なかなか妙案が出てこないというのがございまして、今現在では私の頭の中にも想定できないというような状況でございまして、できる限り経済が好転して、そしてこういう時代に陥った、そういうものが再び再生できるように今は祈るしかないというふうなことで、がんばろう！ふるびらではございませぬけれども、そういう形でいろいろ振興を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○5番（堀 清君） 確かに事業展開の中では、自分もどういふふうになれば町民の方々がたくさん働いてたくさん給与がとれるかとしゃべられると、そういうふうな形の中のきちっとした提案はできないのですけれども、現状でも現場としては最悪のところまで来ていると思うのです。先ほどのパスポートの取得でないのですけれども、当町は要するに北後志の中でも最低の、そのことがどういふのではないのですけれども、やっぱりそれだけ個人がそういう形の中の要するに所得というものが下がっている中で、ぎりぎりの中の生活をしている中で今後5年、10年経過していったら、本当にみんなパンクしてしまうような形というのが想定されるのですけれども、そういう中で本当に基幹

産業等々が元気になるような形の行政側の手助けができればなどというような形の中で今捉えているのですけれども、そういう中では今、今回加工協の倒産等々で漁組の生産部等々が組織ぐるみで頑張ろうということ、今強力な形の中で今たくさんの計画を立てて頑張ろうとしているのですけれども、本当にそういう中で事業者がちゃんとした形の中で利益を追求できるような事業展開をしていかないと、最終的には今回の水産加工協の倒産というような形でのんまつというものがまた予想されますので、そういう中でやっぱり行政としてきちっとした形の原因追及と今後の展開というもの、3月のときにも俺町長には頼んだのですけれども、きちっとした形の原因追及と今後の展開というものを考えてくださいということで、3月のときにも多分しゃべっていると思うのですけれども、そういう中で再度具体的な形のものがあれば提案してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（本間順司君） 原因追及というのは、水産加工協のことを言っているのでしょうか、それとも今までの古平町のいわゆる経済のあり方、そういうものを聞いているのか、ちょっと今理解できなかったのですけれども。加工協のことにつきましては、今破産管財人が入っておりまして、我々の入る余地もないというようなことで、破産管財人のほうでこれまでに至った経緯等々を調べている最中のございまして、今のところわかってございませぬ。ただ、我々がやることはやはりたこという古平ブランドをまた再生させるべく、先般も申し上げたとおりそういう事業を展開していくと、それを振興させるためにさまざま町の財政出動もやりまして今現在進めている最中、それから道のほうのご支援もいただきながら、臨時雇用対策交付金等々の交付を受けながら、再度従業員を再就職できるような形で今進めているというようなことでございまして、先ほど議員がおっしゃいました漁業協同組合にもお願ひしまして、そういう従業員を再雇用しながら事業拡大を図っていただくというようなことでお願ひしている最中のございまして、今後もそれを続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。抜本的な、それこそ今後の長いスパンでの政策というのは、先ほど申し上げましたとおりまだ考えられる状況でもなく、これから皆さんの知恵を集めながら考えていかなければならないのではないかなというふうに思っているところでございます。

○5番（堀 清君） 今後のことなのですけれども、そのものはやっぱり端的に短期間で完成するとは考えられませぬけれども、最終的には構想だとか計画というのは、要するに早急に立てて今後の事業展開に反映させてもらいたいと思いますので、そのものは本当に早急に計画を立てて実行してもらいたいと、答弁は要りませぬけれども、頼みたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（逢見輝統君） それでは、次に本間委員、どうぞ。

○4番（本間鉄男君） 2つほど質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目として介護保険についてなのですけれども、介護保険制度の見直し案が今国会で審議されてというふうに書きましたが、たしかきのうですか、通ったように思っております。それで、来年4月から1号被保険者の収入区分が6段階より9段階に細分化されるようですが、当町のような所得の少ない自治体においては、1号被保険者の月額保険料に軽減される人が多くなるように思うが、介護保険1号、2号においてはどのような影響が考えられるのかをまずお伺ひしたいと、そのように思っております。

○副町長（田口博久君） 本間議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

それこそ今の国会で通ったわけですがけれども、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律というふうに言っていますけれども、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等関係法律の見直し整備が行われたところでございます。その一環としまして、介護保険制度における費用負担の公平化が図られたわけですが、その内容でございますけれども、現在全国平均で5,000円程度の保険料が2025年度には8,200円程度に上昇する見通しだということでございまして、これで年金収入80万円以下の被保険者の保険料につきまして、現状5割軽減から7割軽減に拡大するというようなことでございまして、保険料がふえることによりまして低所得者の負担を軽減するというようなことでございます。それから、2点目としましては、一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げるというようなことでございまして、その月額上限額を3万7,200円から4万4,000円に引き上げるというような内容でございます。それから、3点目が低所得者の施設利用者における食事、居住費にかかわる補足給付の要件に預貯金や非課税年金、これは遺族年金だとか障害年金入りますけれども、そういうものの収入などの状況を追加するというようなことでございまして、ある程度生活に余裕のある方からいただくというようなシステムというふうに変えるわけでございます。

今議員おっしゃいました段階別保険料の多段階を標準化ということでございまして、現在の保険料段階につきましては6段階を標準としてございます。そのうち第3段階と第4段階に軽減措置を加えた特例や多段階について各保険者の判断によって設定しており、古平町にあっては多段階で設定しておりまして、現在は9段階に至っております。そういう中で、改正によりまして特例措置段階、いわゆる実質8段階でございまして、その上に1段階を追加した9段階を標準段階とするものでございまして、また保険料につきましては第5段階を基準とするもので、現在は第4段階が基準とされておりまして、第1段階の0.3倍から第9段階の1.7倍というふうにするものでございます。従来は、基準を低いほうでは0.5、それから高いほうでは2.0というようなことで、うちのほうは細かくして第9段階まで実施しているところでございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、今回制度改正に伴う1号被保険者への影響につきましては、平成26年度の保険料賦課状況で比較した場合、本町における約35%の被保険者、所得段階1と2の保険料率が0.5から0.3というふうになりまして、その基準額から計算されて0.3となりまして下がると。さらに、約22%の被保険者、所得段階でいいますと3保険料率が0.75から0.5ないし0.70というふうになるということでございます。それから、残りの57%の1号被保険者にあっては、所得段階の区分が今の改正で未定でございますので、詳細は不明でございまして、この段階で比較検討は出てこないというようなことでございますので、その点をご理解願いたいというふうに思っております。

○4番（本間鉄男君） だんだん介護保険の負担というのですか、これが今高齢者に少しずつ効いてきているという部分の中で古平町では軽減措置をとっているということなのですが、今実際に先ほども町長が申しましたように年金の高額年金者だとか預金者、その辺を施設に入ったりする場合は負担がふえるというような説明もございましたけれども、実際に古平町では低所得者とい

うことで所得額の1、2とかという場合が特にまた下がってくるということなのですけれども、そうすると介護保険全体に介護保険制度というのはその地域、地域によって保険料の設定だとか、そういうものが全体にかかる費用ということでやっておりますけれども、それに対して確かに所得の低い方々に対しては軽減されて好ましい部分もあるのですけれども、介護保険全体のそうしますと1号被保険者、2号保険者、それを合わせた中で全体的に膨らんで、例えば介護保険料だとか、そういうあれも全体に上がっていくのかというようなことがどのようになるのか、その辺まはずはお伺いしたいと思います。

○町長（本間順司君） これからさまざまな介護に該当する方がふえてくれば、結局はやはり保険料も上がるのではないかなというふうに思っております、そういうこともございまして、先ほど私が申し上げ、議員もおっしゃったある程度生活に余裕のある方からも負担してもらおうというようにございまして、それこそ預貯金で1,000万以上、それからそういう所得の対象にされるものは今までは年金の非課税部分、障害者年金だとか、そういうものも収入換算されるというようにございまして、やはりそういう将来的な介護の費用が上がる、そういうものに対処するためにやはりある程度所得の高いもの、それから生活に余裕のある者からいただくと、低所得者に配慮していくと。それこそ2号保険者に対してもやはり負担が重くならないような、結局はそういう介護されるもののために若い人が犠牲になるような、そういう制度をなるべくつくらないように改正していくというように話でございまして、きのうのテレビでもやっておりましたけれども、そういうある程度余裕のある人にインタビューしたところ、若い人にも気の毒だからしょうがないのかなみたいなことで1割負担から2割負担に賛成する方もおられました。そういうことで、今回のそういう改正がなされたということで理解しているところでございますので、そのような捉まえ方をさせていただきたいというふうに思います。

○4番（本間鉄男君） 高額な所得のある人、財産のある人にはそれなりの負担ということなのですけれども、結局今まだ国でマイナンバー、そういうものがまだやっていない中で公的年金の場合は把握ある程度できると思うのですけれども、例えば預貯金の問題だとか民間の保険だとか、そういうような場合にやっぱりマイナンバーがまだされていない中で把握できないのではないかなというように思いもあるのです。だから、そういう中で利用、そういうものの負担を1割から2割に上げていくとか、そういうことが古平町だけで早急にできるのかなという疑問もあるのですけれども、やはり結局そういう形になると国のマイナンバーというそういうものを一元化していくというか、税務申告からみんなそういう形に社会保険、いずれ医療の電子化というのですか、そういうものも含めてということが話し合われていますけれども、そこまでいかないうちは古平町もそういう余裕のある人に負担をしてもらうということができないのかなという気がするのですけれども、町としてはやっぱりそれに合わせて考えていくということなのか、それとも独自に自分たちの努力の中で年金の場合だけでなく、例えば民間の年金とか、そういうものも含めて町で具体的に進めていくのか、その辺どうなのでしょう。

○町長（本間順司君） いつも申し上げてはいますが、この一般質問のときはやはり聞きたい部分をあらかじめ通告していただければというふうに思っておりますけれども、この推進法は来

年の8月からの施行でございまして、今国のほうでマイナンバー等々の議論も出ておりますけれども、多分そういう形で進むのではないかなというふうには思っておりますけれども、町独自で保険料を設定する云々くんぬんにつきましては、今までもそういうことで段階を細かくして9段階にしている。それから、ある程度基本の基準額が決まらなと保険料も決まらなというふうなことでございまして、これからの作業に入ってくるかなというふうには思っております。それから、後志広域連合では第6期の計画が始まるまでにいわゆる保険料の統一ということが言われておりました、ただ最初から一本化は無理だろうなというふうなことで保険料のブロック別といいますか、大体3ブロックぐらいに分けて、最初はそういう形で一本化していこうというふうなことで話し合われている最中ではございまして、そんなことで、ある程度基準額が決まらなと保険料も決まらなというふうなことでございまして、ご理解願いたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 次に、教育委員会制度の改正についてなのですが、教育委員制度の改正が行われたら、首長と教育長の関係についてどのような変貌があるのか、この辺をお伺いしたい。今は、大津のいじめの話から出て、教育委員会のあり方というのですか、そういうものが出てきたのですが、結局今制度そのものは教育長の任期が3年ですか、そして教育委員が4年でしたか。そういう中でずれもありますし、さらに形式的と言えれば語弊があるかもしれないけれども、今結局教育委員の中に古平町が簡単に言えば誰か1人を入れて、その中で事務局という形でその人を教育長にしてということで、教育委員長と教育長というのは違いますけれども、いろんな形の中で教育委員長、こういう人方の権限というものが会合の中ではあったと思うのです。ただ、そういう中で今後一本化というか、そういう権限が集約されてしまったらどのように変貌していくのかなと、そういう難しいなという問題とかいろんな疑問も出てくるものもあるので、その辺をお伺いしたいと思います。

○教育長（成田昭彦君） 本間議員の教育委員会制度の改正についてでございまして、これは先ほどの議会で陳情で教育委員会制度の改悪にかかわる陳情ということで継続になったみたいですが、それは難しいみたいで、教育関係の学者さんの中でも賛否両論あるというのが今現状でございまして、先般6月13日に参議院の本会議で可決されまして、地方教育行政法も改正が決められました。実施については来年4月1日からということで、ただ、今の教育長の任期があるうちはそれは継続して、そのまま任期が切れるまで、やめるまではそのまま今の状態でいくという形ではございまして。

今の改正に当たっては、教育委員長と教育長を一緒にして新教育長という形に位置づけるという形になります。そして、それが今度今であると町長のほうから教育委員として任命されて、そして教育委員会の中で教育長に選任されるわけではございまして、今度からは町長が直接教育長を任命するという形になりますので、その辺は今までの教育公務員特例法という私の身分というのは、教育長としては別に勤務時間ですとか給料ですとか、そういったものは別の条例で定められていたわけではございまして、その辺も一本化、特別職に一本化してくるのかなと思っております。

それで、あと大きく変わるの、要は町長が招集して総合教育会議というものを持つ形になります。その中では、例えばいじめなどの緊急事態の対応の協議があった場合ですとか、それから教育

の大綱の策定、それから予算関連でそういった総合教育会議を持つということで、その中では町長と教育委員、それから学識経験者を含めた中でそういった会議を開く形になってございます。ただ、執行機関としては教育委員会という形で残りますので、これは安倍首相の中では執行機関も町のほうに持っていきような形で進んでいたのですけれども、最終的にはそういったものは教育委員会に残すということでもありますので、ふだんの事務といたしますか、教科書の採択ですとか、教職員の人事というのは教育委員会のほうに残るといいます形になります。

ですから、大きく言いますと、直接教育長として選任される方になりますので、その辺が今までと違って、それがいいのか悪いのかはまた別として、そういう形で主催して町長がそういった総合教育会議というものを招集するという形が変わってくるように今来ている情報ではそれくらいのところでしょうか。

○4番（本間鉄男君） 直接町長が指名してというか任命して、そういうふうに教育長がなっていくと。今は、その部分ではこの地方に関しては大して変わっていないような、ただ予算も教育委員会が持っていないというような部分で、ちょっと変わっていないかなと思うところもありますのですけれども、ただ実際に今まで教育長の任期、これが例えば町長がかわったことによって今までの事例でいいますと、任期が切れて、簡単にいいますと新しい教育長を任命しないというか、そのまま任期切れで、新しくまた別個に任期切れてからできれば意中の人を入れているというような状態ですけれども、今度権限がそういう形になると、町長がかわった時点で町長が簡単に言えば途中で辞表を出せとか、そういうような話になってくるのかなと。今までは、そういうことが議会を通して議決してということなのですけれども、今度の場合はその辺がどういうふうになるのか。それと、教育委員会の教育方針、こういう中で今5人いますけれども、そういう中で例えば町の考え方。ということは、例えば九州の阿久根市なんかでもかなり首長の市長がいろんな形で押しつけていって、いろんな騒然たる行政になってしまったということもあるのですけれども、その辺なんかはどういうふうになるのかなと、やっぱり危惧も多少あるのです。だから、学校の例えば教育方針、これが教育委員会の合議制というか、そういう中でなく、首長の簡単に言えば鶴の一声で進め、変えられていくというか、そういう部分も考えられるのかなと思うのですけれども、その辺を踏まえてどうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 今教育長だけ任期3年になるということは、町長の任期が4年ということで、その中で考えていこうという意図があって、当初4年だったのですけれども、そういう意図を含めて3年に変更されたと同っております。

大綱をつくるときに、首長は教育委員会の承認を受けて教育の公約を反映することが可能となってまいります。町長は、教育長に命令を出すことはできないということになってございます。ただ、罷免要件は従来と同じです。例えば病気ですとか、そういう以外には悪い言葉で言うと首にできないという形ありますけれども、ただこの作成した大綱を教育長が尊重しない、そういった場合には職務義務違反ということで、それは罷免させる可能性もあるという文科の考え方になってございます。ですから、ちょっと自分的にもどこまでどうなのかというまだ詳細についてはわかりませんが、ただこの大綱の作成についても何項目か多分決まってくるのかなと思っていますので、そ

れに基づいては大綱作成という形になろうかと思っております。

○議長（逢見輝続君） それでは、10分まで休憩します。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時09分

○議長（逢見輝続君） では、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） それでは、2件について質問します。

まず1件目です。高校に通学する場合の交通費助成を今年度実施することになりました。文面では、通告用紙を読み上げますと、小樽へよりも余市へ通学する場合の父母負担が重いというのは間違いですと。近隣高校を閉校し、実質的に余市紅志高校に統合された経緯から見ても、道と同じように余市への場合も小樽への場合と同額以上の助成をするべきではないでしょうか。

それからまた、道と同様に毎月の助成をして、父母の経済的負担を軽くすべきではないでしょうか。地域の公共交通の役割を担っている中央バス株式会社と古平町の信頼関係でこのことは実施できるのではないのでしょうかと通告いたしました。

それで、前段の通告の中で私の認識の間違いとかもありますし、それから補足説明も必要だと思うので、若干述べさせていただきますけれども、私の認識は余市への通学定期というのは水産試験場前までなのですけれども、小樽へ通う高校生と同様に小樽駅を含む圏域を考えますと、同様の利便さを紅志高校に通う生徒にも与えるということで、書店だとかそういうのが集中している余市駅までを通学圏として考えたのです。小樽の場合は、調べましたら通学定期として認められていて、高校まで月額2万5,440円、余市の場合は余市駅までになりますと、金額定期ということで2万5,410円とほぼ同額になります。それで、今回ことし町が実施する小樽へは1万円、余市へは7,500円という助成を考えますと、余市が負担が重くなるのです。こういう実態は、距離的に見ましても、それから統合されてせつかく余市につくった高校がいずれまた閉校の運命をたどるということで、いかなものかという問題提起もあります。それと、道と同様にという後段の部分なのですが、教育委員会の説明ですと道立の高校を各校、余市、小樽含めてありますので、道と直結していますので、毎月の事務量が煩雑でなく、やりやすかったということなのですけれども、定期を買うのは小樽ですから、小樽の中央バスターミナルですから、古平町あるいは近隣町村がバスとの関係で金銭的にも関係を持っているわけですから、そこら辺を活用して月々買う定期について煩雑な書類等の手続等を省いてやって、できるだけ父母負担の軽減という立場から、使いやすい方法で道がやっていたような状況に持っていけないかということを提案する次第なのですが、どうかということです。

○教育長（成田昭彦君） まず、1点目の小樽より余市へ通学する場合の父母負担が重いとかというのは、定期にもいろいろあります。平日定期、それから土日含んだ定期とかあります。平日定期を見ますと、浜町から余市水産試験場まで1万3,980円なのです。その7,500円町補助でございませぬので、保護者負担は6,490円で済みます。道の補助内容からいきますと、保護者負担は1万を超え

た部分の補助ですから、1万3,990円のうち1万円は保護者が負担しなければならないという形になります。小樽も同様でございまして、平日用でございまして1万7,560円、町補助は1万円ですから、保護者負担は7,560円。道の場合ですと、保護者負担は1万円で、道補助が7,560円という形になりますので、そういった差異はないのかなという形で考えております。

先ほど余市紅志高校に至った経緯で、そういった面でやっぱり余市のほうに便宜を図るべきでないかという意見でございましたけれども、それにつきましてもこれは別に考えていきたいというふうに考えております。あくまでも町補助については、次の一般質問にもございますけれども、子育て世代の経済的助成、そういった形で私ども考えていますので、それはそれとして、ただこういった統廃合による形というのは、これからも道教委のほうに要望していきたいと思っております。先般4月21日に後志の公立高等学校配置計画の地域別検討協議会が首長、それから教育長、それから校長、PTAとかと集まってあったわけですが、その中でも私の意見を申し上げる機会がありまして、新しい高校づくり推進室のほうにそういったこの補助を続けてほしいということをお願いしまして、推進室のほうからも持って帰って検討したいということの答弁でございました。その後、きのう回答内容等がこちらのほうに届いたわけでございますけれども、それを見ていきますと、道教委の回答が補助期間については募集停止の時点における中学生の進路選択に配慮するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るための激変緩和措置であること、さらには従前から高校のない市町村に居住する生徒との均衡などを考慮し、募集停止後5年間としております。なお、北海道高等学校奨学会が実施する奨学金においては、道立高校の募集停止により、通学区域内のほかの高校に就学することとなるものを対象に、奨学金の上限額の引き上げを行っており、就学の機会が損なわれるようなことのないよう奨学金制度についても周知を図ってまいりたいと考えておりますという道教委からの回答がございました。そういった面からも、今の余市の統廃合によるというという考え方は、こういった方向でまだまだ各方面で要望していきたいと思っております。今共和高校の27年度でしたか、廃校になるというふうに出ていましたので、その辺も一緒にあわせながらやっていきたいと思っております。

それから、月ごとにさせないかということでございますけれども、これについても道立高校でありますと直接子供が事務室へ定期券を持って行って申請できるというふうになりますので、毎月やるというのは可能ですが、各町村においてそういった毎月やるという事務の煩雑は、私どものほうよりもかえって保護者のほうが大変でないかなという気もします。道内やっているとところを作成するときに調べたのですけれども、積丹町であれば上期と下期、半年に1回という形の支出方法になってございます。大半が四半期ごとの支払いという形になっておりますので、私どももそういったものを考慮しながら、今初めてやるわけですから、これから保護者がそういった申請に来ますので、そういう意見も取り入れながらこの問題については保護者の負担にならないよう、そして経済的にも前向きな姿勢で取り組んでいきたいと思っておりますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 高校の場合、土日を除く通学だけという行き来は到底考えにくいですよ。大抵部活を持ちますので、土日も毎日出かけると、これが一般的な感覚です。それにしても、全く

補助がないにしても、余市に通う場合と小樽に通う場合とでは、経済的な負担はほとんど全く変わらないと。これは、経済的にはかえって子供の心理としては書店だとか文房具だとか、いろんな面でそろっている小樽に行ったほうが、また同級生が、同学年の生徒たちがたくさん通う小樽に通ったほうがメリットがあるというそういう判断立ちたがるのは無理もないという認識になります。それで、実際のところ今年度は古平中学校からは4名でしょう。それまでは10名近く行っていたのが急に下がったと、仁木においてはゼロと、紅志高校には。これは、ただならぬ激変でないかというふうに思うのです。

それと、もう一つは、考えていただきたいのは、入船支店前から小樽の高校までという設定でターミナルに聞いたのですけれども、小樽駅に行こうが高校に行こうが同じ金額だったのです、通学の。これは、明らかに小樽市が中央バスに助成をして、市内あるいは市外から来る高校生の受け入れ態勢を整えているはずで、だから、助成をしているはずなのです。そういう面を考えると、古平町もそこら辺を考える必要があるのではないかと。圧倒的に余市から小樽まで行くのに5,000円くらいで行けるのですから、2万5,000円もかかるような古平町からの通学費というのは、これは異常です。もう少し考えしかるべきでないかと思います。

それと、紅志高校については、経済的な面を考えると余市に通うメリットがないというふうに私言いましたけれども、経済的にメリットがあるというふうにやはり捉えないと、これは維持は難しいかなというふうに思うのです。ぜひとも検討いただきたい。

それから、1カ月ごとのこれについては課題ですので、今までとは違うあれですので、あれなのですけれども、今までは父母の手間暇というのは、こちらの教育委員会に出向く必要もなかった作業ですから、こういうゆるくない作業は父母たちには余りさせないように工夫してやってほしいなと思うのですが、それは今後の課題にしておきたいと思います。どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 私も調べて、美国余市間のバス料金と余市から小樽の料金というのは、非常に差があるという現実をわかったわけでございますけれども、それはやはり余市小樽間の利用客が多いから、そういったものがあるのかなという気がします。本来ですと、本当に前向きに考えると、そういった助成というのをどんどんしていくべきだろうと私も思います。ただ、この通学費だけに限らない、真貝議員よくおっしゃる教材費の問題ですとか、そういったものを考慮しながら進めていくと、今のこの金額が妥当なのかなという形で私は考えております。

○8番（真貝政昭君） しょっぱなですので、余りしつこくは言いませんので、課題です。

次に移ります。子育て世帯の経済的助成についてということなのですけれども、少子高齢化の当町において子育て世帯に対する支援は極めて重要性が増しています。消費税増税などもことしの負担増は、1カ月分の収入が吹き飛ぶほどです。保育料軽減、医療費助成対象の拡大、就学援助基準の拡大、教材費父母負担の解消、通学通院助成など、町の助成をさらに強化するべきではないでしょうか。物価の上昇による給食費の値上げの心配の声も聞かれますということで通知をいたしまして、補足説明なのですけれども、大和総研等で試算しましたけれども、2011年に比べて2016年の家計の負担増というのは、年収300万円世帯、これは40歳以上の夫婦と子供2人世帯で、夫婦の1人が働くケースというふうになっています。世帯年収は税引き前と、大和総研の試算ですけれども、年収

300万円で税、社会保険料全体の負担増がこの5年間で1カ月分の収入に値する約25万円の負担増となっています。極めてこの5年間で子育て世帯に対する負担増というのが重くのしかかったというのがわかる試算です。この5年間で古平町も医療費助成対象拡大だとか、それから1割負担がゼロにするだとか、そういう努力をされてきましたけれども、それをものぐ勢いで今さらに検討が進められているというような状況です。先ほどもバス通学のバス代の高さというのもびっくりしたと言いましたけれども、これは前々から話題になっていたことなのですけれども、これは単に一自治体の助成だとか、それで済むような問題でなくて、地域交通、公共交通としてのバス会社に対する道あるいは国の助成のあり方というその弱さにも通じると思うのですけれども、極めてこの古平、積丹に住む方々にとって子育てが困難であるかというのを物語っているような実態ではないかと思うのです。それで、医療費助成については高校生の対象枠拡大というのも町長のほうで検討されておりますけれども、教育の問題、それから保育の問題についても一体のものですから、ある程度それぞれの分野で古平町は努力をされて充実をさせてきていますけれども、さらに世帯ごとの実態に合わせて減免だとか、いろんな面で今の制度をそのまま使うにしても、それぞれの家庭の実態に合わせて、さらにその支援を強化するだとか、いろんな手だてがあると思うのです。そういう面で古平町として対策を立てていくべきでないかというふうに考えているのです。その点について伺います。

○町長（本間順司君） 真見議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

少子高齢化、本当に古平町はかなり深刻な問題でございます。特に先般日本創成会議が発表した将来人口推計でかなりショッキングな数字が出ました。その中でも女性の出産適齢期人口の減少が大きな要因だと言われておりまして、我が町を問わずそのとおりだなというふうに認識いたしております。そんな中で、子育て支援策としまして、今議員おっしゃいましたとおり従来から財政規律を勘案しながらさまざまな対策を講じてきております。管内の他町村とおおむね遜色ないレベルではないかなと思っているところではございますけれども、今日の消費増税などの社会的背景はいずこも同じで、議員おっしゃることは本当にわからないわけではございません。

では、個々の政策にかかわる答弁は用意してございませんけれども、国においても日本創成会議の推計を重く受けとめて、国内人口を1億人を歯どめとしながら、今後子育て支援につきましても考えているようでありまして、本町におきましても人口減少対策会議等の立ち上げもこれから検討してまいりたいというふうに思っております。いずれにしても、今後他町村の事例を参考としながら事業評価等の部内協議や、あるいは子ども・子育て会議等の意見なども参考にしながら、先ほど教育長のほうから申し上げましたように改めて検討してまいりたいと、これは総体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（逢見輝統君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第4号から第8号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号から第8号までの意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 意見案第4号

○議長(逢見輝統君) それでは、追加日程第1、意見案第4号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第4号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第5号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第2、意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第6号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第3、意見案第6号 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を国に対して求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第6号 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を国に対して求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第7号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第4、意見案第7号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第7号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第8号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第5、意見案第8号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第8号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第27、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第28、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第30、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第31 議員の派遣について

○議長（逢見輝統君） 日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りします。

配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これにて本日の会議を閉じます。

平成26年第2回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時41分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員